

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

浅井良夫

8 財政金融部会と「1兆円予算」

(1) 緊縮財政の堅持か拡大均衡か

緊縮政策への批判 1954年後半から55年にかけて急速に金融緩和が進み、1956年初めには市中銀行の日銀借入残高は、若干の貿易関係の優遇貸出を除いて、ゼロとなった(図9)。こうした状態は当時、「金融正常化」と呼ばれた。しかし、これは一時的な現象にとどまり、1957年にはオーバー・ローンが復活する。「経済自立5ヵ年計画」が策定された1955年は、ちょうど、この一時的なオーバー・ローンの解消期であった。

図9 日銀貸出残高の推移



[出所] 日本銀行「経済統計月報」。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

この年には、1952年から54年にかけて盛んであったオーバー・ローン
是正をめぐる議論¹⁾は影をひそめた²⁾。それに代わって焦点となったのは、
財政投融资であった。

1954年度に財政緊縮政策(「1兆円予算」)が採られ、財政投融资の規模
も抑えられたが、1954年後半から国際収支が好転してくると、産業の近
代化のために積極的な政府による投融资を求める声が高まった。こうした
なかで、「1兆円予算」を堅持しようとする大蔵省と、財政投融资の拡大
を突破口にして積極政策への転換を目指す野党の自由党および、産業政策
の充実や公共事業の拡大を唱える通産省、建設省などの省庁との間の、対
立、駆け引きが活発化した。

財政投融资制度が正式に発足したのは、財政投融资計画が国会に提出さ
れるようになった1953(昭和28)年度であるとされる。しかし、初期の財

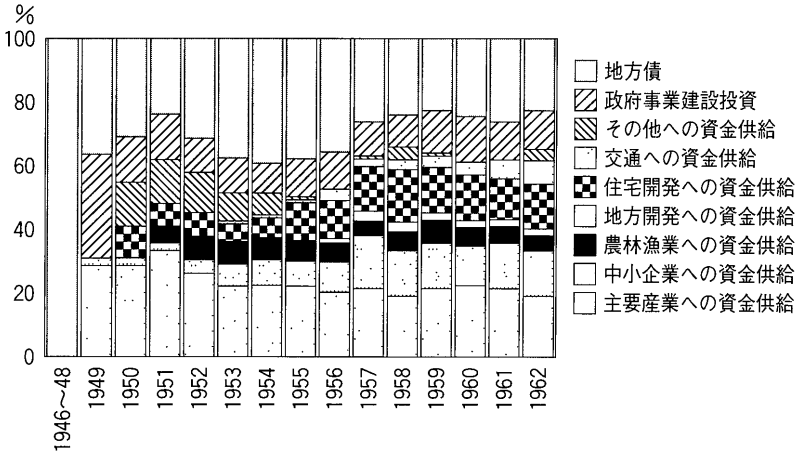
-
- 1) 当時、オーバー・ローン解消の方法として唱えられた構想には、①石橋構想
(1952年1月：日銀引受けの公債発行によって得た資金を政府が市中銀行に
預託して、市中銀行の日銀借入金を返済させるという石橋湛山元蔵相の構想)、
②木内構想(1952年2月：日銀の市中銀行への貸出を長期化するという木
内信胤外国為替管理委員長の構想)、③経済同友会案(1953年春：外国為替
特別会計の保有する外貨準備を日本銀行に売却し、その資金を政府が日本開
発銀行を経由して貸し出し、市中銀行の日銀借入金を返済させる)、④池田
構想(1953年10月：自由党の池田勇人政務調査会長がMSA交渉で渡米し
た際に携行した資料で、上記の同友会案と基本的に同じ)、⑤大蔵省案(1954
年2月：上記の同友会案および池田構想と基本的に同じ)、⑥通産省案(1955
年3月：上記の同友会案と基本的に同じ)、⑦経済同友会案(1955年4月：
企業の利益金の一定割合以上を強制積み立てさせ、企業は積立金で増資を行
い、自己資本を充実させる)などがあった。

1952～55年のオーバー・ローン是正論の推移と背景は、金融財政事情研
究会「オーバー・ローン問題と『解消策』をめぐる経緯」『金融財政事情』
1955年4月4日号に詳しく説明されている。また、日本銀行百年史編纂委
員会編『日本銀行百年史』第5巻、1985年、pp. 570-587、大蔵省財政史室
編『昭和財政史——昭和27～48年度』第10巻(伊藤修執筆)、pp. 33-42も
参照。

- 2) その後、1950年代末に、金融構造の歪みを示す現象としてオーバー・ロー
ン問題がふたたびクローズ・アップされ、オーバー・ローン是正論議は、1960
年代初めに第二の山を迎える(1963年5月9日 金融制度調査会答申「オ
ーバー・ローンの是正について」)。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

図10 財政投融资使途別 (1946-62年度)



[注] 実績ベース。

[出所] 経済企画庁編『日本の経済統計』下, 至誠堂, 1964年, pp. 136-137 (原資料は, 大蔵省「財政金融統計月報」)。

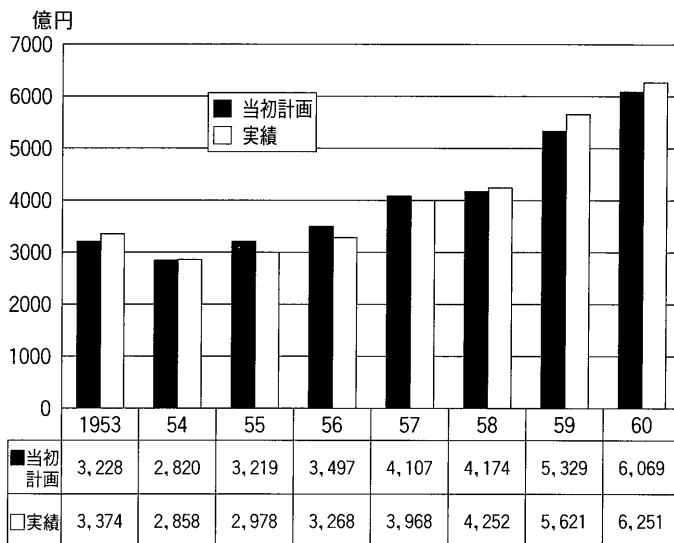
政投融资には、その前身である資金運用部資金と見返資金の2つの政府資金の特徴が強く反映されていた。発足当初の財政投融资の、地方債引受けと主要産業の設備投資のための資金供給を中心とした資金運用は、資金運用部資金が地方債に運用され、見返資金が主として主要産業の設備投資に向けられていたのを引き継いだものである。その後1950年代を通じて、運用先は公共事業や中小企業などの政策的分野が拡大し、地方債と主要産業への運用は漸減して行った(図10)。

1952~53年度には積極財政政策がとられた。講和条約発効後の1952(昭和27)年度補正予算では、政府はドッジ・ライン以来の均衡財政政策の修正に踏み切り、さらに1953年度の予算編成に際しては、「財政収支の総合的均衡方式」を放棄した。財政投融资の役割が重視され、「財政による投融资を拡充積極化して基礎生産力の強化と経済基盤の確立を促進し、特に国際競争力の充実と国内自給の向上を図らねばならない」とされた³⁾。こ

3) 「昭和28年度予算案の説明書」経済企画庁編『戦後経済史(財政金融編)』

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

図11 財政投融资の計画と実績 (1953-60年度)



【出所】 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27~48年度』第19巻(統計), 1999年, 東洋経済新報社, p. 345。

うした方針に沿って、1952年度から53年度にかけて、蓄積財源の投入、国債の発行(1952年度, 国民貯蓄債券, 1953年度, 特別減税国債の発行)⁴⁾、産業投資特別会計の設置(1953年8月1日)などにより、財政投融资の積極化が図られた。

このように財政投融资制度は、積極財政政策のもとで発足したが、翌1954年度には一転して、緊縮型の「1兆円予算」が組まれ、早くも財政投融资の見直しが俎上に上った。とくに、民間投資を誘発し乗数効果の大きい財政投融资は、前年度よりも大幅に削減された⁵⁾。当初計画で見ると、1953年度の3,228億円から、1954年度の2,820億円へ、12.6%も削

大蔵省印刷局, 1959年, p. 170。

4) 『昭和財政史——昭和27~48年度』第7巻(国債), 第1部(油井雄二執筆) pp. 9-40。

5) 『昭和財政史——昭和27~48年度』第3巻(予算(1))(神野直彦執筆) p. 164。

減されたのである(図11)。

1955(昭和30)年度には、国際収支が好転するなかで、緊縮政策の緩和と、拡大均衡政策への転換が争点となった。

大蔵省は、1955年度を、経済合理化を図り、国際競争力を強化する「地固め」の年であると位置付け、緊縮政策を持続する方針であった。1954年12月28日、大蔵省が閣議に提出した1955(昭和30)年度の「予算大綱の骨子」は、一般会計の枠を1兆円以内とすること、財政投融资を前年度程度に止めること、公債は発行せず蓄積資金の使用も抑えることを掲げた⁶⁾。

これに対し、拡大均衡政策に転換すべきであるとする通産省の当局者は、大蔵省の財政投融资方針を、つぎのように批判した⁷⁾。

「財政投融资の総量を増加させればインフレになるという説」は正しくない。緊縮政策は、1954年のように、「デフレ政策がなくともすでに鉱工業部門の投資活動は下火になる状況にあった際の政策理論としては、全然妥当性のないものであったと思う。」まして、1955年のように投資活動要因の弱い状況においては、「財政投資額を増加させても何等インフレ的作用を及ぼさぬのみか、その額を1954年なみに止めることは輸出産業・基礎産業の合理化を停滞させる弊害を残すだけだといってよい。」

通産省の要求 通産省は、1954年半ば以降の設備投資の減少は、国際競争力の面から懸念される事態であり、この際、拡大均衡政策が必要だと主張した。通産省は、1955(昭和30)年度の通産省関係の財政投融资として1,600億円を要求した⁸⁾。

1955年4月2日の閣議に提出された1955年度の財政投融资計画の総額

6) 同上書, pp. 202-204。

7) 徳永久次(通産省企業局長)「輸出振興と合理化による生産の拡大化達成への展開」『金融財政事情』1955年1月1日, p. 32。

8) 『朝日新聞』1955年3月2日。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

は、1954年度の実行計画よりも290億円多い3,140億円⁹⁾、そのうち通産省関係分は1,081億円であった⁹⁾。通産省は、この予算額では「6ヵ年計画」の実行は不可能だと強く反発し、復活折衝を行った¹⁰⁾。

4月9日、石橋通産相は一万田蔵相に対し、通産省関係予算の増額と、経済政策の拡大均衡政策への転換を求めた。石橋は、緊縮政策により国際収支の改善はすでに達成されたのだから、今後は合理化資金を投入して拡大均衡を図らなければならないと述べ、日本開発銀行（以下、開銀と略）の資金を中心に財政投融资を135億円、増額することを求めた。また、財政投融资の財源不足は、日銀引受けによる輸出入銀行債の発行により補うべきだとした¹¹⁾。

しかし、大幅な予算の復活が認められる可能性がないと見た通産省は、つぎのような財政投融资の重点化と、民間資金の活用の方策を構想した¹²⁾。

① 開銀資金の効果的利用

(イ)開銀資金は、電力、石炭、鉄鋼の3大基幹産業に重点投入する。

(ロ)その他の産業については、開銀融資は市中融資の呼び水程度とし、市中融資を活用する。

(ハ)新規産業については開銀資金を融資するが、開銀法が改正され、開銀の株式保有が可能となった際には、株式に振替える。

②民間資金利用の計画化

(イ)預金その他の形で蓄積された民間資金を国家的にみて必要な部門へ重点的に投入する。

(ロ)そのために、経済審議庁のなかに、官庁、金融界、産業界の代表からなる投資協議会を設ける¹³⁾。

9) 『日本経済新聞』1955年4月6日。

10) 『日本経済新聞』1955年4月3日。

11) 『日本経済新聞』1955年4月9日（夕刊）。

12) 『日本経済新聞』1955年4月11日。

13) 通産省の構想は、経済審議会に金融部会ないし資金部会を置くというものであった（『金融財政事情』1955年7月18日号，p. 7）。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

(一)興銀、長銀に対する政府の指導を強化し、開銀に準じて設備資金の選択融資に協力させる。

(二)社債市場を拡大する。

この通産省の構想は、郵便貯金の伸び悩みにより財政投融资の原資が不足しているため、開銀資金の大幅な増大が望めない現状を踏まえ、財政投融资の重点化と市中金融機関の融資に対するコントロールの強化を企図するものであった。

経済審議庁の投資協議会案 経済審議庁も、長期経済計画の確実な実行を担保するためには、重要産業への資金の計画的配分が不可欠だと考えていた。

「経済自立5ヵ年計画」策定の出発点となった「長期総合経済計画大綱(案)」(1955年1月11日)は、「民間において蓄積された資金が基礎産業、輸出適格産業等重要産業の資金として供給されることを確保するため所要の限度において資金の流れを規制するの外、財政投融资の確保並びにその重点的配分について強力にして効果的な方法をとることが必要である」と述べていた¹⁴⁾。

また、1955年3月10日に経済審議会が提出した「経済6ヵ年計画についての意見書」も、投資の重点化・計画化のための投資委員会の設置、石炭、鉄鋼などに対する合理化促進法の制定と財政投融资の確保を掲げた¹⁵⁾。

経済審議庁は、「6ヵ年計画」に沿って毎年の投資の基本方針を決めるために、「投資協議会」を設置することを考えた¹⁶⁾。この協議会を、経済審議庁が幹事役を勤め、関係各省、金融界、産業界の代表により構成される諮問機関にする意向であった。

14) 「長期総合計画大綱(案)」(昭和30年1月11日)。

15) 『日本経済新聞』1955年3月11日。

16) 『朝日新聞』1955年4月20日。『日本経済新聞』1955年4月29日。

自由党の拡大均衡論と大蔵省の緊縮財政論 自由党は、一般会計については緊縮財政を堅持すると言明したが、重要産業への財政投融资については、開銀債などの政府関係機関債を発行して財源を求める方針を掲げ、拡大均衡論を主張した。また、重要産業への資金供給は、関係官庁、長期金融機関等からなる投資協議会を設置して規制する必要があるとした¹⁷⁾。

1955年度の予算審議は、解散、総選挙があり、大幅に遅れた。2月に実施された総選挙では「鳩山ブーム」に乗って与党の民主党は大幅に議席を伸ばしたものの、過半数には遠く及ばなかった（議席は、民主党185、自由党112、左派社会党89、右派社会党67、その他14）。民主党は、自由党の協力を仰ぐため、妥協を余儀なくされた¹⁸⁾。

1955年3月22日に予算編成方針が閣議決定され、大蔵省による概算査定、復活折衝を経て、4月25日に政府予算案が国会に提出された。1955年度の予算成立をめぐるのは、緊縮政策の継続論に立つ大蔵省と、積極政策への転換を訴える自由党とが両極にあった。与党である民主党は、大蔵省寄りの緊縮財政論に立ち、通産省は、自由党に近い積極財政論を唱えた。

大蔵省と自由党の主張の違いは、塩谷忠男大蔵大臣官房調査課長の「一兆円予算の論理」¹⁹⁾と、それに対する自由党政務調査会の石川通の批判「一兆円予算の『非』論理」²⁰⁾に、よく現れているので、それらを見ておきたい。

塩谷は、「現在の経済情勢は基調そのものはデフレ的であるが、経済の実態面が充分安定した基礎の上で合理化されていないので、財政金融引締め
の基調が変化すればこれらの不合理面が表面化して、容易にインフレ化

17) 「保守・革新政党の経済政策」『ダイヤモンド』1955年1月11日号、p. 22。

18) 大河内繁男「第二次鳩山内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録』5、第一法規、1981年。

19) 塩谷忠男（大蔵大臣官房調査課長）「一兆円予算の論理」『金融財政事情』1955年5月16日号、pp. 16-19。

20) 石川通（自由党政務調査会）「一兆円予算の『非』論理」『金融財政事情』1955年5月30日、pp. 26-28。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

する危険をもっている」と述べ、「一兆円予算」の堅持を訴えた。「財政は所得効果としては直接的であり、消費的である。したがって、財政面のインフレ要因は極めて大きい影響をもち、金融面でこれを是正することは困難な場合が多い」と、財政支出の消費的（インフレ的）側面を強調し、生産面に与える効果は評価しなかった。

塩谷によれば、「国際的にも輸出競争に耐え、日本経済の拡大にも寄与する」ような産業の合理化は、「デフレ基調において始めて達成し得る」のであり、「真の合理化投資」は、政府ではなく、民間資本によって実施されるべきなのである。

これに対して石川は、「緊縮政策の目的は一応達せられつつあるのであって、今や地固めから拡大均衡への前進的積極策が講じられてよい時期に到達した」と主張した。そして、「経済の拡大と民生の安定のためには予算規模は健全財政を堅持しつつ積極政策を遂行すべき」だとする。そのためには、「民間の蓄積の一部を、国が自由にどしどし経済拡大均衡のために必要な部門に流せるような措置」が講じられなければならない。その具体策として石川が提案したのは、民間金融機関の増加預金の一部を「国家資金」に転換するための公債発行であった。

民間預金を公債により吸収し、財政投融资に向けるというこの構想は、吉田内閣の時に実施した「特別減税国債」（1953年度発行、総額141億円）に類似していた。

(2) 「産業投資公債」と「資金運用調整法案」

自由党の「産業投資公債」案 経済の拡大均衡を図るために、予算の根本的な編成替えが必要であるとする自由党は、5月25日の政調会で、総額430億円にのぼる予算組替案を決定した。この案は、約400億円の産業投資公債の発行により、財政投融资原資を調達する構想が核となっており、つぎのような内容であった²¹⁾。

- ①経済の拡大均衡を達成するために「産業投融资促進法」(2年間の時限立法)を制定し、銀行の預金増加量の15%(約430億円)に相当する「産業投資公債」を発行し、財政投融资資金に活用する。
- ②一般会計の規模は政府原案の9,996億円よりも103億円圧縮して、9,893億円とする。
- ③国民の負担軽減、資本蓄積促進の観点から、所得税、法人税の計173億円の減税を行う。

民主党は、1955年度予算編成方針で公債を発行しないと明言しており、産業投資公債の発行には基本的には反対であった²²⁾。

しかし、民主党のなかには、石橋通産相のような積極論者もおり²³⁾、「自由党案を中心に民自共同組替案を作って将来の保守合同に備え」るべきだとする意見もあった。それにもかかわらず、一万田蔵相は公債の発行には強硬に反対した。5月28日、一万田蔵相は鳩山首相に対して、「産業投融资公債発行はインフレの危険をはらみ受入れるべきではない」と進言し、妥協論に釘をさした²⁴⁾。

結局、民主党は、大蔵省の公債反対論や経済界の公債発行慎重論を後ろ盾にして、公債発行には反対を貫き、予算増額を一部認めるという形での妥協の道を探った。すなわち、民主党の組替え案の半分の215億円の増額(うち財政投融资は40億円増)を認めることで妥協が図られた²⁵⁾。

6月3日に成立した両党の協定の内容は以下のとおりである²⁶⁾。

-
- 21) 『朝日新聞』1955年5月26日、『金融財政事情』1955年5月30日号、p. 6。
 - 22) 岸信介幹事長は、5月27日、「財政投融资を一般会計からはずして公債によることはいかなる形式を問わず賛成できない」と述べた(『日本経済新聞』1955年5月27日)。
 - 23) 『日本経済新聞』1955年5月29日。
 - 24) 『日本経済新聞』1955年5月28日夕刊。
 - 25) 『国の予算』(昭和30年度予算)、pp. 15-17、前掲『昭和財政史——昭和27～48年度』第3巻、pp. 227-229。
 - 26) 『第5回 銀行局金融年報』(昭和31年度版)、pp. 44-45。ただし、第5項目以下は略す。

「経済自立5ヵ年計画」の成立（4）

- 1 原則として財政投融资資金を租税にて負担せしむべきではない。
- 2 減税措置により国民貯蓄の増強を図る。
- 3 経済自立体制を確立するため財政投融资の量の増額を図る。
- 4 増加預貯金の一定割合を財政投融资資金に活用する方法として
 - (イ)資金委員会を置く。
 - (ロ)預金増加量の一定割合を確保して、これを重点産業等に配分するのは、右委員会に諮問して政府が決定するものとする。
 - (ハ)増加預貯金の一定割合を確保する方法として、金融機関は、公債または金融債の保有その他大蔵大臣の指定する方途に運用せしめる。
 - (ニ)以上の目的を達成するため、必要な法的措置を講ずる。
 - (ホ)右委員会の発足の明細は、経済界の情勢を察し政府が決定する。

こうして妥協が成立したので、予算案は民主・自由両党の一部共同修正を経て、7月1日に参議院で可決、成立した。1955年度には公債発行は行わないと決定したが、その代り、市中金融機関の資金を、政策目的に誘導するための制度が設けられることとなった。

「資金運用調整法案」重要産業へ資金を確実に流すために、政府が民間金融機関を規制することは、本来は民主党（改進黨）の主張であった。

民主党は、前身の改進黨の時の1953年から、政府による資金の計画的配分の構想を持っていた。1953年12月の「自立経済五ヵ年計画要綱」では、「投資計画委員会」の設置を提唱していた²⁷⁾。鳩山政権成立により与党となった後も、この政策を掲げ、たとえば、1954年12月24日の「三十年度予算に関連する緊急政策大綱（第一次案）」²⁸⁾では、「産業投融资の適正を期すため、内閣に投融资委員会を設置して政府資金財政投資、民間

27) 本稿「『経済自立五ヵ年計画』の成立（1）」、pp. 81-84 参照。

28) 「三十年度予算に関連する緊急政策大綱（第一次案）」（民主党政調会 昭和29年12月24日）。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

の設備資金、其の他に総合的基本計画を策定するとともにその実施につき各機関の運用を規制する」と謳った。

また、すでに見たように、通産省や経済企画庁も、類似の構想を持っていた。また、社会党も、「資金計画委員会」の設置を提唱していた²⁹⁾。反対を表明したのは、大蔵省と市中銀行であった。

1955年7月初めまでに、前記の民主・自由両党の諒解にもとづいて、大蔵省は、重要産業の長期資金調達のため、金融機関に対し預金増加額の一定割合を金融債などの債券に運用することを強制する法案（「金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案」、略称「資金運用調整法案」、通称「資金委員会法案」）を作成した。

この法案の要綱には、「この法律は、緊要な産業の長期資金の調達を円滑にし、もって長期経済計画の推進に資するため必要があると認められる場合において、金融機関の資金の運用を調整し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と謳っており、長期経済計画との関連が示唆されている³⁰⁾。

「資金運用調整法案」は、7月23日に衆議院に提出された。その主な内容は、以下の通りである³¹⁾。

- ①大蔵大臣は金融機関に対して、金融機関の預金増加の総額の一定割合（その率は大蔵大臣が定めるが、その範囲は上限20%とする）までを特定の債券に運用するよう命じることができる。
- ②特定の債券とは、(イ)長期信用銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫の金融債、(ロ)鉄道債券、電信電話債券、(ハ)政令で定める事業を営む法人の発

29) 前掲「保守・革新政党の経済政策」『ダイヤモンド』1955年1月11日号、p. 23-24。

30) 前掲『昭和財政史——昭和27～48年度』第10巻（伊藤修執筆）、p. 133。民主党はこの法律を「6ヵ年計画」と関連させたいとしたが、大蔵省は実施期間を2年間にとどめることを主張し、2年間の時限立法とする案になった（『金融財政事情』1955年7月18日）。

31) 大蔵省『第5回 銀行局金融年報』（昭和31年度版）、pp. 48-49。

「経済自立5カ年計画」の成立 (4)

行する債券、(二)国債・地方債である。

③金融機関の資金運用に関する基本方針を審議するために、「金融機関資金運用審議会」(大蔵大臣の諮問機関)を設置する。

④この法律は2年間の時限立法とする。

金融正常化に逆行するとしてこの法案に否定的であった大蔵省は、法案が可決されても、実行をサボタージュするつもりであった³²⁾。財界諸団体(経団連、日本商工会議所、経済同友会)も、統制的色彩が濃いとして強く反対した³³⁾。

経団連は、「6カ年計画の具体化を進めて今後における産業の計画ならびにこれに対応する投資の計画・目標を明かにし、長期産業資金の調達ならびに配分の用途を明示して、これに対し金融機関が協力する体制を自主的にとることを先決とすべきであって、直ちに今回の立法の如き法的強制に訴えるべきではない」と主張した³⁴⁾。

大蔵省は、この法律が国債発行の道を拓くことを懸念し、経済界は、政府や政党の民間金融機関への介入を嫌ったのである。

結局、この法案は7月29日に衆議院を通過したものの、7月30日に国会閉会のために廃案となった。

(3) 長期産業資金の供給をめぐる諸見解

長期資金供給問題の背景 大蔵省の『銀行局金融年報』(1956年度版)は、「戦後の荒廃からの立直りも漸く一段階を告げ、経済の正常化が大幅に進んで、資金の需給も緩和されつつあるような時に当って、金融機関の資金を統制しようとする立法が行われようとしたことは、経済の論理からは理

32) 大蔵省は、この法案を臨時金融制度懇談会に諮問し、懇談会の意見(7月25日)という形で、反対の意向を表明した(前掲『昭和財政史——昭和27～48年度』第10巻, pp. 110-111)。

33) 『日本経済新聞』1955年7月24日。

34) 「金融機関の資金運用の調整のための臨時措置法に対する意見」(昭和30年7月22日 経済団体連合会)『金融』1955年8月号, p. 78。

解し難い」と述べ、「資金委員会法案」を、もっぱら政治的な意図から生れた法案だと批判している³⁵⁾。

しかし、「資金委員会法案」をめぐる議論を、たんなる政治的なかけひきと見なすことは一面的である。それは、戦後復興が一応終わった1950年代半ばという段階における、新たな産業資金の供給システムの形成と、それにとまなう利害の調整の過程と見ることができる。

1951年3月日本開発銀行法の公布、同年4月、大蔵省預金部の資金運用部への改組、1952年6月長期信用銀行法の公布、1953年財政投融资計画の発足、同年8月産業投資特別会計法の公布など、1950年代前半には、金融制度の大規模な改革が実現した。しかし、枠組みは出来たものの、長期産業資金についての制度運用面での合意は形成されていなかった。政策思想のレベルでは、産業金融に果す政府の役割についての評価に大きな食い違いが存在していた。また、都市銀行、長期信用銀行、政府金融機関、資金運用部の間の利害関係が未調整であった。

一方において、1954年の外貨危機を契機に、政府資金主導の産業投融资から民間金融機関主体の資金供給システムへの転換と、均衡財政にもとづく通貨安定の維持を重視する考え方が台頭した。また、他方では、産業合理化投資を推進する立場から、民間金融機関の自主性に委ねておいては必要な産業部門に資金が円滑に流れないので、なんらかの産業資金の規制を行い、基幹産業や新規育成産業に対して積極的に財政資金を投入する必要があるという主張が存在した。

全国銀行協会連合会の見解 前者の考えをもっとも鮮明に主張したのは市中銀行の団体である全国銀行協会連合会（以下、全銀協と略す）であった。

全銀協金融問題調査委員会は、「財政投資の在り方について」（1955年4月）³⁶⁾を発表し、つぎのような見解を示した。

35) 『第5回 銀行局金融年報』（昭和31年度版）、p. 44。

①財政投融资は過剰投資を引き起こしやすい。ドッジ・ライン以降1954年度予算案審議までの時期には、「基幹産業に対する重点的財政投資を通じて、我国産業の合理化や物価の引下げをはかることに」重点が置かれたが、財政投資の額が過大となり、「個別的には合理化やコスト引下げのための投資であっても全体としては過剰投資やインフレを招来」する結果となった。

②また、大規模な財政投資が行われれば、民間貯蓄と資本市場の発展が阻害され、「産業資金供給全体からみれば却って減少を招く惧れが多分にある」。今後の開銀は、「質的補完」（経済的な点から民間金融機関は供給できないが、国家的見地から見て重要な産業資金の供給）に重点を置くべきであり、また、資金運用部資金に余裕が生じれば、金融債の引き受けによって「民間に還元」するのが望ましい。

③「経済的合理性を貫徹」するためには、財政投資の資金は金融的方法（郵便貯金、簡易保険、郵便年金など）に限定すべきであり、租税や専売益金を投入すべきではない。また、開銀債の発行は、市中消化を図ろうとすれば「正常な民間金融を圧迫すること」になり、日銀引受で発行すれば、インフレをもたらすので、「いかなる角度からみても好ましくない。」

これより前の1953年9月に、全国銀行協会連合会は、「日本開発銀行について」と題する調査報告を発表した³⁷⁾。そこでは、民間金融機関、とくに長期信用銀行との競争が問題とされた。全銀協は、民間金融機関の利益を擁護する立場から、開銀の資金運用部からの借入が、資金運用部による

36) 「財政投資の在り方について」（全国銀行協会連合会金融問題調査委員会）『金融』1955年4月、pp. 5-9。これに対する開銀側の反論は、「全銀協『日本開発銀行について』に対する調査部の所感」日本開発銀行『調査月報』1953年9月号、pp. 45-48（主要部分は、宮下武平『国家資金』中央経済社、1955年、pp. 207-213に再録されている）。

37) 「日本開発銀行について」（全国銀行協会連合会）『金融』1953年9月（全国銀行協会連合会編『金融制度』東洋経済新報社、1956年、pp. 251-266に再録）。なお、大蔵省の見解は、本稿の財政懇談会の部分で述べるように、全銀協の意見に近かった。

金融債引受けを圧迫しないようにすべきであり、また、開銀債の発行も、金融債の市中消化を圧迫するので好ましくないと主張した。資金運用面では、民間長期資金が不足している現状では、ある程度の「量的補完」業務（民間資金の不足を量的に補う業務）もやむを得ないが、漸次、「質的補完」に重点を置くべきだとした³⁸⁾。

フェビアン研究所の見解 同じく経済安定を重視し、産業資金は主として民間金融機関が供給すべきであるという見解をとりながらも、財政投融资は「質的補完」機能も担うべきではないと主張したのが、1954年10月に発表された日本フェビアン研究所報告「日本経済自立の構想」³⁹⁾である。

この報告書は、有澤広巳、稲葉秀三、大内力、木村健康、鈴木武雄、都留重人の6名が執筆し、社会民主主義的な立場から、吉田内閣の政策を批判する意図を持っており、財政金融面では、「自立経済達成の課題は、まず通貨の安定とその信任回復への努力に重点を指向しなければならない」という安定重視の立場に立っていた。

この報告書は、「資本主義的大企業は、それが私企業として存続する限り、財政資金に依存すべきでなく、自己資金ないし民間の他人資金調達に

38) 補完という用語は、「日本開発銀行法」(1952年公布)の第1条の「日本開発銀行は、長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする」に由来する。「日本輸出銀行法」(1950年12月15日公布)も、「日本輸出銀行は、金融上の援助を与えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出金融を補完し、又は奨励することを目的とする」(第1条)と、その目的として補完機能を掲げている。

なお、「復興金融金庫法」(1946年10月7日公布)も、「復興金融金庫は、経済の復興を促進するため必要な資金で他の金融機関等から供給を受けることが困難なものを供給することを目的とする」(第1条)と謳っており、補完という言葉は用いてはいないが、補完機能を果すことを目的に掲げていた。にもかかわらず、復興金融金庫について「質的補完」か「量的補完」かが問題にならなかったのは、民間金融機関の再建が完了しておらず、復興金融金庫が「量的補完」まで行うことが自明であったからである。

39) 「日本経済自立の構想——フェビアン研究所報告」『世界』1954年10月, pp. 16-33, pp. 204-254。財政、金融の部分の執筆者は鈴木武雄である。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

努力せしむべきであり、「財政投資その他財政資金を直接に投入しなければ、私企業として成立しないような大企業で、しかも産業政策上国家的に保護を必要とするものは、むしろこれを国有化するべきである」とした。「民間融資についてはもちろん、財政投資についても、金融の質的統制をもって産業面ないし物的実態面の直接統制の代りをさせるべきではない」という考え方をとった。そこから、開銀、輸銀等の資金は、自己資金と産業投資特別会計（見返資金継承のみ）に限り、資金運用部資金を充当すべきではないという、財政と金融との完全分離論、開銀・輸銀の実質的廃止論が導き出される。

日本開発銀行の反論 全銀協の「財政投資の在り方」に対する開銀側からの反論は、つぎの通りである⁴⁰。

- ①1953年の過剰投資の原因は、財政投融資ではなく、朝鮮「動乱ブーム」を起点とし、特需の継続を期待した企業家側の投資意欲の旺盛に求められねばならぬ。
- ②金融を民間金融機関に任せておけば、過剰投資が起きないという保証はない。
- ③開銀の任務が「質的補完」の役割にあるという主張には同意するが、個々のケースにおいては、「量的補完」と「質的補完」との区別は困難である。
- ④資金運用部の資金を、金融債の引受けなどを通じて民間に還元すべきという議論には反対である。資金運用部資金は、政府が「総合的な産業政策」のもとに配分を決めるべきである。
- ⑤全銀協の意見には、「戦後の過渡期を経過した現段階では、財政投資の役割りのごときは次第に終りに近づきつつあるという見解が潜んでいるよ

40) 宮下武平（日本開発銀行経済調査課長）『「財政投資の在り方について」の二、三の問題点』『金融財政事情』1955年4月11日号、pp. 23-25。なお、より体系的には、宮下武平『国家資金』中央経済社、1955年で論じられている。

うに思われる」が、これには反対である。戦後世界では、「経済組織の高度化に伴って、かなり恒久的な意味での国家資本の補完活動が必至になっている。」経済審議会の「6ヵ年計画」などもこの必要から生まれたものである。また、現存の民間金融機関は、長期の貸付資本を十分に供給できない。長期信用銀行の金融債も償還期間が3年であり、せいぜい5年程度の中期貸付しかできない⁴¹⁾。

通産省の見解 通産省の見解は、基本的には日本開発銀行と同じであった。

全銀協の「財政投資のあり方について」に反論して、つぎのような点を指摘している⁴²⁾。

財政資金によって充足されてきた産業資金には、①「社会政策的見地」にもとづいて供給される資金、②「特殊の国家目的ないし産業政策的見地」から供給される資金、③戦後の資本蓄積の不足を補完する目的の投資、の3種類がある。①、②は今後も財政資金に待たなければならぬだけでなく、長期設備資金は「まだきわめて貧弱」なので、③についても相当の額の財政投融資を確保する必要がある。

開銀の融資を「金融ベース」⁴³⁾に乗せるべきだという議論があるが、復興金融金庫の轍を踏まないためには、このような配慮も必要であるとはいえ、開銀は国家の要請に基く投資を行うのであるから、長期信用銀行と同じではない。

1953年の過剰投資の反省から、設備投資を不健全なものとしなすような傾向もあるが、「設備投資は産業活動の基盤であり、これが活発になることは喜ぶべき現象」である。自由経済の下においては、ある程度の過剰

41) 日本興業銀行が5年ものの利付債を発行するのは、1955年11月からである(『日本興業銀行七十五年史』1982年、p. 227)。

42) 若林茂信(企業局産業資金課)「戦後財政投融資の推移と問題点」『通商産業研究』1955年5月号。

43) 「日本開発銀行法」第18条第2項の、開銀の融資については、債務履行が確実であることを要するという規定を指す。

投資もやむをえない。

財政投融资の資金を資金運用部資金に求めるのは、財政的手段（一般会計からの支出など）でなく、金融的手段によって財源を求めるという見地から正しい方法である。こうした点では、資金運用部が、公共投資と一体的な関係にある地方債を引き受けるのは問題である。

(4) 財政懇談会と大蔵省

財政懇談会の設置 一万田蔵相は、1955年8月2日、財政の基本政策について広く民間の意見を求めるために、大蔵大臣の諮問機関として財政懇談会を設けた⁴⁴⁾。

蔵相が財政審議会を設けた意図は、1956（昭和31）年度予算案の編成を機として、民主・自由両党内に、「インフレふくみの積極財政の展開を期待する機運がかなり根強くなってきたので」、来年度の予算編成に当るに際して、世論づくりをして、「放漫財政」の要求を抑えることにあったとされる⁴⁵⁾。大蔵省は、この懇談会が、「1兆円予算」の堅持、公債の不発行、公共事業の効率化、財政投融资の削減などの大蔵省の方針をバック・アップすることを期待したのである⁴⁶⁾。

また、来年度の予算への対策という意味だけでなく、ちょうど審議が始まろうとしていた「6ヵ年計画」への牽制の意味もあった⁴⁷⁾。

44) 「財政懇談会設置について（省議決定）」（昭和30年8月2日 大蔵省）『明窓』別冊（1955年10月）、p. 1。

45) 『朝日新聞』1955年8月1日。

46) 『朝日新聞』によれば、「大蔵省が選んだ委員を集めていわば内輪同士で緊縮論をプツいても現実的でないとの批判が懇談会の内外から出て」いた（1955年9月15日）。

47) 財政懇談会で配布された資料「日本の財政——現状と問題点——」（官房調査課 昭和30年9月20日）は、つぎのように述べている。「この計画（6ヵ年計画）—引用者）を遂行するために財政の果す役割の大きいことはいうまでもない。国土の開発にしても食糧の増産にしてもまたもろもろの産業の発展や合理化を進めるにしても財政の力を無視してこれを考えることは不可能である。しかし、さればとって財政の支出が多ければ多い程よいという

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

25名の学識経験者が委員として任命され、渋沢敬三（元蔵相，国際電信電話社長）が会長に互選された（表30）。財政懇談会は，8月22日に第1回の会合を持ち，中間報告を5回に分けて出した後，12月14日に最終報告を提出した⁴⁸⁾。

この懇談会は終始，大蔵省事務当局の強いイニシアティブのもとで進められた。

8月31日の財政懇談会において，大蔵省事務当局はつぎのように，緊縮財政の堅持を強調した⁴⁹⁾。

「世論の強い支持の下に昭和二十八年以来実施せられてきた金融引締めと財政膨張の抑制を主軸とするいわゆる『経済健全化政策』は，今日までにわが国に対して著しい改善の効果を収めて来た。」「過去一年半にわたり倒産，失業等の困窮を生み，国民一般の刻苦耐乏によってようやく今日までに効果を収めて来た健全化政策を，所期の目的を達成せしめずして中絶し，再びインフレへ，しかして更に国際収支の赤字によるデフレへと経済を波動せしめるに至ることは絶対に避けなければならない。」

9月14日に発表された財政懇談会中間報告の総論は，「大蔵省も驚くほどの渋い線」と新聞に評されたように⁵⁰⁾，大蔵省の見解に忠実に沿い，緊縮財政堅持を強調した内容であった。

ものではない。それは第一にインフレにならない限度において推進されねばならぬという原則によるものであり，さらに進んで経済の基調をつねに安定的に維持しつつ，資本蓄積への足場を作っていくというところにかかっている。」「財政が健全でなければ結局経済全体を不健全にし，折角の自立計画も大きな行詰りに行き当る。」（主計局編「財政懇談会主要資料（抄）」『予算』1955年11月，p. 78）

48) 中間報告は，総論が9月14日に出され，その後各論として地方財政が9月26日，財政投融资が11月2日，一般経費が11月9日，歳入が11月22日に出された（『国の予算』（昭和31年度予算），p. 769）。

49) 「経済の現状についての考え方」（昭和30年8月31日財政懇談会における大蔵省事務当局説明要旨）前掲「財政懇談会主要資料（抄）」『予算』1955年11月，p. 68-71。

50) 『朝日新聞』1955年9月15日。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 30 財政懇談会の委員

	氏	名	現	職	
会長	洪	沢	敬	三	国際電信電話株式会社社長
	有	沢	広	巳	東京大学教授
	井	上	縫	三郎	毎日新聞論説委員
	石	川	一	郎	経済団体連合会会長
	石	坂	泰	三	東京芝浦電気(株)社長
	稲	葉	秀	三	国民経済研究協会理事長
	円	城	寺	次郎	日本経済新聞編輯局長
	小	暮	光	三	産業経済新聞論説委員
	迫		静	二	全国銀行協会連合会会長
	鈴	木	武	雄	武蔵大学教授
	関		桂	三	関西経済連合会会長
	都	留	重	人	一橋大学教授
	土	屋		清	朝日新聞論説委員
	東	畑	精	一	東京大学教授
	中	山	伊	知郎	一橋大学教授
	長	沼	弘	毅	国際ラジオセンター社長
	荷	見		安	全国農業中央会会長
	原		安	三郎	日本化薬(株)社長
	福	良	俊	之	東京新聞論説委員
	藤	山	愛	一郎	日本商工会議所会頭
	松	隈	秀	雄	日本租税研究会副会長
	三	好	重	夫	(株)郷組取締役会長
	村	瀬	直	養	商工組合中央金庫理事長
	山	際	正	道	日本輸出入銀行総裁
	山	口	正	吾	読売新聞論説委員

〔出所〕『予算』別冊 (1955年11月), p. 1。

中間報告の総論が示した5つの原則は、つぎの通りであった⁵¹⁾。

- 1 通貨価値の安定を確保し、1ドル360円の為替レートの堅持する。経済健全化政策は、緩和すべきでない。
- 2 中央・地方の財政規模を抑制する。一般会計予算は、1兆円以内に抑

51) 相澤英之(主計官)「財政懇談会における討論の主要問題点——中間報告を中心にして——」『予算』1955年11月号, pp. 8-9。

えるよう努力する。

- 3 1956（昭和31）年度は、公債は発行しない。開銀債、輸銀債も発行しない。
- 4 財政投融资は、金融正常化の促進により、できるだけ民間資金に切り換える。
- 5 地方財政の再建を図る。

公共事業費の総花的批判 大蔵省は、「1兆円予算」の初年度の1954（昭和29）年度予算編成の際から、公共事業費の「総花的傾向」による非効率を問題とし⁵²⁾、新規事業の不採択、継続事業の予算配分の重点化などの措置を講じていた。1955年度の予算編成方針においても、「公共事業費および食糧増産対策費については、継続事業についても、極力その重点化および事業費の圧縮をはかるとともに、新規事業については、前年度と同様、原則として採択しない」との方針が掲げられた⁵³⁾。

しかし、公共事業費等の削減は、大蔵省の思惑通りには進まなかったの
で、財政懇談会において、公共事業費等の削減を主要な問題の1つとして
取り上げ、キャンペーン効果も狙ったのである。

大蔵省主計局が財政懇談会に提出したレポート「公共事業の総花的性による弊害について」は、公共事業の問題点として、①公共事業の規模が予算規模に比して過大であること、②事業計画の調査設計が不充分であるために計画変更が頻繁であり、事業費が当初の計画よりも著しく膨らむ傾向があること、③工事の規模が零細であり、能率が悪いことなどを指摘した⁵⁴⁾。

公共事業費等のうち、とりわけ問題とされたのは、食糧増産対策事業と

52) 『国の予算』（昭和28年度予算）、pp. 25-33。

53) 「昭和30年度予算編成について」（昭和30年3月22日 閣議決定）『国の予算』（昭和30年度予算）、p. 679。

54) 「公共事業費の総花的性による弊害について」（昭和30年8月23日 主計局）『予算』別冊（1955年11月）、pp. 154-159。

治山治水事業であった。

大蔵省の事務当局が財政懇談会に提出した「日本の財政——現状と問題点——」は、とくに「食糧増産と治山治水」をとりあげ、つぎのように述べた⁵⁵⁾。

経済自立はつねに国際収支の均衡という条件を忘れては考えられない。したがって、今日のように輸入総額の1/4にもなる食糧輸入が継続的に存在することは経済の自立にとって容易ならぬ問題である。さりとてこれを国内で自給することはコストの面からみても所要資金からみても可能なことではない。外貨事情が許せばむしろ輸入に依存することを得策とする面もあろう。食糧増産のための国の負担は今後とも増加するであろうが、いずれの場合においても輸入と自給の調整については深く考えてみる必要がある。同時に経費の使用がもっと効率的に行われることに関心を注ぐべきだと考える。

治山治水についてもその必要性についてはもとより、異論はない。問題は資金の効率と経済力との均衡の二つの面からとりあげる必要があるということである。

以上の意味から食糧増産とか治山、治水事業が単に投資的支出という意味では認められるならばそれは大きな誤りをおかすことになる。

食糧増産対策については、すでに具体的に述べたので⁵⁶⁾、治山治水事業について簡単に触れておきたい。

戦時の荒廃からの河川の改修は1949年以降、国土復興の重点施策であったが、とくに1953年に、梅雨前線豪雨による水害、台風13号による大きな被害が発生したことを契機に、重点が置かれることとなった。

1953年7月、内閣に治山治水対策協議会が設置され、同年10月16日に「治山治水基本対策要綱」が同協議会において決定された。これは、10

55) 「日本の財政——現状と問題点——」(昭和30年9月20日 官房調査課)『予算』1955年11月号, p. 75。

56) 拙稿「『経済自立5ヵ年計画』の成立(3)」成城大学『経済研究』第148号(1999年3月) pp. 58-63。

ヵ年の治山治水計画であったが、積み上げ作業によって計画を作成したために、総額は1兆1,692億円という巨額に上った。政府内の意見の一致をみることができず、閣議決定に至らなかった⁵⁷⁾。「計画の内容は主として技術的な面からみた理想計画に近く、当時の財政状況からみれば到底10ヵ年で完成し得るといようなものではなかった」⁵⁸⁾とされる。

大蔵省は、この肥大化した治山治水事業費に大鉦を振るおうとしたのである。

大蔵省の財政投融资の民間への肩代わり論 大蔵省は、財政懇談会に「主要産業における財政投資とその効果」(1955年9月10日)と題する調査を提出した。この調査は、産業に対する財政投融资の役割の再検討を求めた⁵⁹⁾。

「産業に対する財政投資は、本来民間資金に対する補完的役割にとどまるべきものである。しかし、戦後の実情をかえりみると、財政資金がむしろ主導的な役割を占めてきた場合が多く、且つそれによって投資の効果をあげてきた。それは経済復興における傾斜生産方式とか産業の見透し難、ないし民間資金の量的不足と金利高が存在したからである。今後経済全般の正常化が進められる場合、従来のような財政投資のやり方をそのまま継続すべきかどうかについては十分な検討を必要とするであろう。」

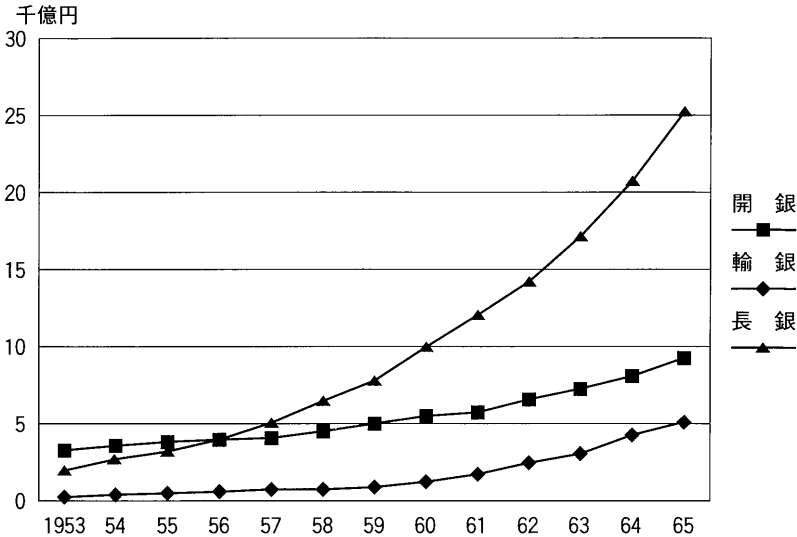
一万田蔵相も、9月7日に財政懇談会において、「財政投融资など財政が金融的な役割を果している部分は次第に民間金融に移して行くことが必要である」と発言した⁶⁰⁾。

57) 宮崎仁編『公共事業と財政』下、財務出版、1962年、pp. 26-32。『建設省二十年史』1968年、pp. 173-174。

58) 前掲『公共事業と財政』上、p. 23。

59) 「主要産業における財政投資とその効果」(昭和30年9月10日 大臣官房調査課)『予算』別冊(1955年11月)、p. 209。なお、財政懇談会における財政投融资問題については、『昭和財政史——昭和27～48年度』第8巻(財政投融资)、2000年、pp. 137-148も参照。

図 12 日本開発銀行・日本輸出入銀行・長期信用銀行の資金運用残高



【注】 資金運用残高=貸出金+有価証券保有高。

【出所】 日本銀行『本邦経済統計』より作成。

財政投融资を、できるだけ民間金融機関の融資によって代替させ、財政投融资および開銀の規模を縮小する一万田蔵相、大蔵省の路線は、開銀債・輸銀債または産業公債の発行により資金を調達し、財政投融资を拡大する石橋通産相の構想とは、真っ向から対立するものであった。大蔵省は、1955年頃には、長期設備投資資金の供給に関しては、開銀よりも長期信用銀行を重視するようになっていたと思われる。1960年代半ばまでの、開銀・輸銀と長期信用銀行の資金運用額を比較すれば、長期信用銀行の伸びが著しかったことがわかる。これは、大蔵省が長期信用銀行育成に積極的であったことを間接的に裏付けるものである(図12)。開銀の資金運用は、当初の4大産業(電力・海運・鉄鋼・石炭)中心から、1950年代末までには、電力・海運2大産業重点に変化した(表31)。

60) 『朝日新聞』1955年9月8日。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 31 日本開発銀行の業種別新規貸付高 (基本計画分類)

(百万円, %)

年度 業種	1951	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
電力	2,457	14,767	43,963	33,834	22,355	17,667	29,730	25,016	24,720	21,000	21,000
海運	4,707	5,740	21,461	16,277	15,936	15,477	18,677	16,703	18,760	13,056	18,007
鉄鋼	3,605	5,778	3,915	800	100	1,740	2,450	1,630	1,150	850	900
石炭	3,116	3,521	4,376	1,939	3,639	3,786	3,964	6,567	5,065	6,123	9,058
小計	13,885	29,806	73,715	52,850	42,030	38,670	54,821	49,916	49,695	41,029	48,965
一般産業融資	6,711	12,905	9,412	4,630	5,282	6,098	8,865	9,694	19,017	24,142	36,596
経済援助資金	—	—	—	—	2,110	740	510	746	609	148	600
合計	20,596	42,711	83,127	57,480	49,422	45,508	63,686	59,610	68,712	65,171	86,161
[構成比]											
電力	11.9	34.6	52.9	58.9	45.2	38.8	46.7	42.0	36.0	32.2	24.4
海運	22.9	13.4	25.8	28.3	32.2	34.0	29.3	28.0	27.3	20.0	20.9
鉄鋼	17.5	13.5	4.7	1.4	0.2	3.8	3.8	2.7	1.7	1.3	1.0
石炭	15.1	8.2	5.3	3.4	7.4	8.3	6.2	11.0	7.4	9.4	10.5
4大産業計	67.4	69.8	88.7	91.9	85.0	85.0	86.1	83.7	72.3	63.0	56.8

[出所] 『日本開発銀行十年史』1963年, pp. 28-29 より作成。

財政懇談会「財政投融资に関する中間報告」(1955年11月2日) 財政懇談会は10月12日と19日の2回にわたり財政投融资問題を取り上げ、11月2日に中間報告を採択した。

10月12日の懇談会には、迫静二全銀協会長ら金融界の代表6名が参加し、金融界は自主的に政府の投融资政策に協力する用意があること、さらなる金利引下げが可能であること、公債発行には反対であることを言明した⁶¹⁾。こうして、大蔵省は市中銀行から、大蔵省の方針に協力するという言質をとった。

11月2日に採択された財政懇談会の「財政投融资に関する中間報告」は、大蔵省の方針を全面的に支持する内容であった⁶²⁾。

61) 『朝日新聞』1955年10月13日。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

「中間報告」は、「民間金融本来の分野を回復するとともに、財政投融资をして真に必要な質的補完の役割を営ましめ」ることが本来、原則であるべきだとし、民間資金の活用、緊急部門への重点的・効率的使用の方針を示した。そして、この方針を達成するためには、①公債、特殊金融債の発行を行わず、財政上の蓄積資金も使用しないこと、②金利を引下げるとともに、社債市場の再開に努めること、③企業の自己資金の調達を推進すること、④民間の投融资委員会等と協力して、資金供給の安定化につとめることの4点が重要であるとした。

日本開発銀行については、「四大産業重点主義」の「マンネリズム」⁶³⁾を反省するとして、つぎのような具体的方針が示された。

①電力：全体として金利負担が過重にならない範囲で、社債発行、借入金などにより民間資金を活用する。

②海運：民間の協調融資比率を引き上げ、漸次、計画造船から自力造船に移す。

③鉄鋼：ほぼ民間資金によってまかなう。

④石炭：合理化のための財政資金を供給する。

その他の産業への融資は、極力、民間資金でまかない、電源開発(株)についても、事情の許すかぎり民間資金の活用をはかるものとした。

他方、日本輸出入銀行については、開銀融資の縮小化の方向とは逆に、開銀への融資の削減分を回すことにより、輸銀の資金を増大させるという輸銀重視の路線を示した。

また、住宅資金は、逐次、生保資金などの民間資金に切りかえ、中小企業金融は、市中金融の積極的推進と組合金融の充実をはかるものとした。

62) 「財政投融资に関する中間報告」(昭和30年11月2日 財政懇談会)『予算』別冊(1955年12月), pp. 5-6。

63) 前掲「財政懇談会における討論の主要問題点——中間報告を中心にして——」, p. 13。

財政懇談会の答申 12月14日に提出された財政懇談会の答申⁶⁴⁾は、9月14日の中間報告を敷衍した内容であった。

この答申は、現在の景気拡大の原因を、1954年秋以来の「経済健全化政策」の成果と評価する。そして、「今後も経済健全化政策の基調を堅持し、輸出の維持発展を通じて、経済の拡大傾向を伸長せしめることが必要である」という認識に立って、財政規模の拡大防止、公債の不発行、財政投融资の枠の不拡大、財政支出による失業対策の不拡大、外貨の蓄積の重要性などを指摘した。

そのなかで、「6ヵ年計画」との関連については、「民間資金による肩代わりで生じた財政資金の余裕分を使用すれば、財政投融资の枠を拡大せしめることなしに、6ヵ年計画に必要な財政資金は大体調達しうる。」財政投融资は、「真に財政資金でなければ行い得ない重要部門ないし新規産業に限定」し、「質的保管の本旨に還」るべきである。民間の設備投資は、金融機関の自主的協力(全銀協の投融资委員会)に任せることが望ましく、法的な規制(「資金委員会」)を設ける必要はないと述べた。

(5) 経済審議会における財政問題の検討

財政金融部会 「6ヵ年計画」を審議した経済審議会の財政金融部会においても、公共事業費と財政投融资が議論の焦点となった。財政金融部会では、大蔵省がイニシアティブを発揮したが、他の省庁の強い抵抗のために、大蔵省の主張が全面的に通ったわけではなかった⁶⁵⁾。

公共事業費に関して大蔵省は、「6ヵ年間の予算に対する既得権を与える恰好となることは厳に避くべきである」との見地から、公共事業費を歳

64) 「財政懇談会報告」(昭和30年12月14日)『予算』1956年2月(財政懇談会資料集 第4集)。

65) 経済企画庁は、公共事業費の抑制に反対する各省の主張を支持する傾向があったとされる(財政問題共同研究会「経済自立5ヵ年計画と予算」『予算』1956年2月、p. 17)。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

入規模と同じ伸び率とし、1兆円に抑える事を主張した。これに対して、農林省から食糧増産費は過少であり、この案に賛成できないという意見が出て、最終調整が総合部会に持ち越された⁶⁶⁾。総合部会でも両論が平行線を辿り、最終答申に少数意見が併記された経緯はすでに見た⁶⁷⁾。

財政投融资に関しては、「6ヵ年計画」の原案(1955年8月)は、「財政投融资の確保を図るとともに民間資本の蓄積を促進し、重要設備資金(長期運転資金を含む)の確保を図ることが絶対必要である」⁶⁸⁾と、財政投融资の役割を強調していた。また、「計画を実行するためには増大する国家資力を集中と計画に沿って配分することが必要である」と、資金の計画的配分に言及していた⁶⁹⁾。この原案は、経済企画庁の考え方を反映した案である。

部会答申では、「資金の調達にあたっては、まず民間資金の動員に期待することとし、金融の正常化の促進と併行して企業の資本構成の是正と内部留保の促進のための諸方策を強力に推進することに努めるべきである」と、民間資金の動員が強調され、大蔵省に近い見解になった⁷⁰⁾。

しかし、この答申は、国民総生産の成長率よりも低いとはいえ、年率約4%の財政投融资の増大を見込んだ点で、財政投融资の縮小を企図する大蔵省の見解とは異なっている⁷¹⁾。大蔵省と通産省等との妥協の産物であると言えよう⁷²⁾。

公債の発行については、答申には「健全財政を堅持する建前から国の一般会計歳入の不足を補うための公債の発行は行わないものとする」⁷³⁾と、

66) 前掲「総合経済計画試案の審議経過」p. 69。前掲『経済自立五ヵ年計画——各部門計画資料——』p. 23。

67) 前掲「『経済自立5ヵ年計画』の成立(3)」pp. 21-22。

68) 前掲「総合経済計画試案」(昭和30年8月16日 経済企画庁), pp. 56-57。

69) 同上資料, p. 51, p. 53。

70) 前掲『経済自立五ヵ年計画』, p. 38。

71) 相澤英之(大蔵省主計官)「財政懇談会における討論の主要問題点(二)」『予算』1955年12月, p. 11は、この相異点に言及している。

72) 同上資料, p. 155。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 32 「総合経済6ヵ年計画」答申が描いた財政規模

(単位：億円)

A 一般会計の規模及び内容

項 目	1954 年度予算	1955 年度予算 A	1955~60 年度計 B	B - A = C 1956~60 年度計
社会厚生文教関係	3,040	3,156	20,450	17,294
公共事業関係	1,529	1,501	10,550	9,049
地方財政関係	1,370	1,374	9,200	7,826
その他	4,060	3,884	26,220	22,336
調整項目	—	—	100	100
計	9,999	9,915	66,520	56,605
歳入規模	9,999	9,915	66,520	56,605
差引	—	—	—	—

B 公共事業関係費内訳

項 目	1954 年度予算	1955 年度予算	1955~60 年度
一般公共事業	458	466	3,447
道路街路	169	260	2,099
災害復旧等	656	529	3,064
小計	1,284	1,255	8,610
食糧増産	245	246	1,940
計	1,529	1,501	10,550

[注] 1. A表の公共事業には特別失業対策事業費を含む。

2. B表の災害復旧等には災害予備費を含まない。

[出所] 経済企画庁『経済自立5ヵ年計画——附 各部門別計画資料——』1956年, p. 79。

赤字公債の不発行が掲げられ、建設国債についても、その発行は「時々の経済情勢に対応して検討されるべき問題」だとされ、大蔵省の主張通りとなった⁷⁴⁾。

答申に盛られた一般会計および財政投融资の計画は表 32、表 33 の通りである。

73) 同上資料, p. 151。

74) 前掲, 経済企画庁「経済自立5ヵ年計画説明資料」, p. 122。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 33 「総合経済6ヵ年計画」答申における財政投融资

(単位：億円)

項 目	1954 年度	1955 年度	1957 年度	1960 年度
(原 資)				
資金運用部簡保年金	2,140	2,215	2,520	2,810
そ の 他	375	551	530	320
計	2,515	2,766	3,050	3,130
(運 用)				
民間への資金供給	1,445	1,692	2,045	2,175
そ の 他	1,069	1,074	1,005	955
計	2,515	2,766	3,050	3,130

- [注] 1. 原資中「その他」は一般会計、産投会計、余剰農産物等である。
 2. 運用中民間への資金供給は開輸銀等政府金融機関、地下鉄等への直接投資および住宅資金等である。
 3. 運用中「その他」は国鉄、電々等の政府事業建設投資および地方債引受等である。

[出所] 経済企画庁『経済自立5ヵ年計画——附 各部門別計画資料——』1956年，p. 80。

建設交通部会と公共事業 「経済自立5ヵ年計画」は、初めて、長期計画の1部門として公共事業の計画を立てた。公共投資を、経済計画の重要な柱としたのは、「新長期経済計画」(1957年12月)からであるとされるが⁷⁵⁾、その出発点はさらにこの「6ヵ年計画」まで遡ることができる。しかし、「6ヵ年計画」では公共事業費は大まかに4部門に区分されたにすぎず、事業別長期計画の基礎とするにはきわめて不十分なものであった⁷⁶⁾。

以下、経済審議会における公共事業の審議を、財政懇談会で攻撃の的となった治山治水事業に絞って見ておきたい⁷⁷⁾。

経済審議会建設交通部会における建設省の基本姿勢は、「治山治水基本対策要綱」(1953年)を根拠にして、できるだけ大きな予算額を「6ヵ年計

75) 竹内良夫編著『日本の社会資本』鹿島出版会，1967年，p. 5。

76) 前掲『公共事業と財政』上，pp. 113-114。

77) 「経済6ヵ年計画」における公共事業の扱いについては、水野岑(経済企画庁調査官)「経済6ヵ年計画と建設事業」『建設時報』1955年11月号，pp. 2-6を参照。

「経済自立5カ年計画」の成立 (4)

画」に明記させ、次年度以降の予算折衝を有利に運ぼうとするものであった。

8月23日の建設交通部会において、建設省の専門委員は、原案の治山治水事業費2,800億円は過少なので、2,900億円に増額すべきであり、資金が不足するならば、「治水公債」の発行を考慮すべきだと主張した⁷⁸⁾。

建設省は1955年9月初めに、1956(昭和31)年度の「重点施策要綱」を決定したが、これは、毎年度200億円の建設公債の発行を謳い、大蔵省の公債不発行論に正面から対抗する内容であった⁷⁹⁾。

この要綱は、公債の発行により安定した財源を確保し、以下の事業を実施するとした。

治山治水事業：「6カ年計画」に対応する「治水5カ年計画」(1956~60年度)をたてる。この計画による事業は継続予算制度をとり、かつ地方公共団体に対する政府の負担・補助率を引き上げることとし、財源の不足は建設公債の発行でまかなう。

道路整備事業：「道路整備費の財源に関する臨時措置法」(ガソリン税収入を道路整備にあてる)を恒久化し、これに対応する長期道路整備計画をたてる。また、有料道路の新設、管理を行うために道路公団(仮称)を設ける。

都市計画事業：各都市別に5カ年の都市整備事業を決定する。地方負担分の財源に充てるために、シャウプ勧告により廃止された都市計画税を復活する。

この「要綱」に掲げられた「治水5カ年計画」⁸⁰⁾は、「治山治水基本対策要綱」(1953年10月)を、「6カ年計画」に沿って、5カ年(1956~60年)

78) 前掲「総合経済計画試案の審議経過」p. 188, pp. 209-210。

79) 『建設月報』8巻5号(1955年11月) pp. 1-3。その要約は、『朝日新聞』1955年9月4日(夕刊)にも掲載されている。

80) 佐藤清見(建設省河川局建設課長)「治水5カ年計画」『建設時報』1955年11月号。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

の計画として組み直したものであった。事業規模は、「基本対策要綱」が掲げた事業の約1/4であった。そのために必要な予算総額2,724億円のうち、「6ヵ年計画」が掲げた一般財源では1,974億円しかまかなえないので、残額750億円は特別財源(=公債発行)によって調達するとした。この「治水5ヵ年計画」は建設省内の案にとどまり、閣議決定を経た正式の計画にはならなかった。

「6ヵ年計画」の答申の「公共事業関係部門」(1955年10月12日 経済審議会建設交通部会で承認)には、「治山治水基本対策要綱の主旨にのっとり各水系ごとに総合的な治山治水計画を確定し、この積極的な実施を図り、且つ河川の維持管理を一層徹底せしめるよう措置を講じて、国土の保全と開発に遺漏なきを期する必要がある」との文言が盛り込まれ、建設省河川局が金科玉条としていた1953年の「対策要綱」の主旨は尊重された⁸¹⁾。しかし、予算額については、既得権にとらわれずに、白紙で経済効果を考慮して重点を置くために、公共事業の部門別内訳は示すべきではないという大蔵省の意見が通り⁸²⁾、答申には公共事業費の内訳は明示されなかった(前掲、表31)。

その後の実績を見ると、大蔵省の公共事業費抑制方針のもとで、治山治水事業費は1958年度まで横這いを続けたが、1958年の狩野川台風、1959年の伊勢湾台風による被害が相次いだために、1960年に「治山治水緊急措置法」が制定され、「治山治水10ヵ年計画」(1960~69年度、総投資規模1兆500億円)が閣議決定された⁸³⁾。公共事業費の推移を見ると、食糧増産対策事業費(1960年度から農業基盤整備事業費と改称)が1950年代後半から60年代初めにかけて公共事業費全体における比重を低下させたのに対し、治山治水事業費は、それまでの比重を維持したことがわかる(表34)。

81) 前掲『経済自立5ヵ年計画』, p. 132。

82) 前掲「総合経済計画試案の審議経過」p. 189。

83) 前掲『公共事業と財政』上, pp. 23-25, 下, pp. 59-60。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 34 公共事業費の推移 (1954~1962年度)

(単位：百万円，%)

項目 \ 年度	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
[予算額]									
治山治水	33,230	31,761	33,524	35,290	36,968	48,363	68,004	73,948	83,062
道路整備	18,886	26,613	35,317	55,347	62,295	89,024	99,021	150,095	187,573
港湾、漁港、空港	5,476	6,356	7,369	10,879	12,593	17,710	20,619	24,556	31,891
港湾	3,632	4,368	4,843	7,079	8,294	12,176	14,061	16,839	22,409
その他	1,840	1,988	2,526	3,800	4,299	5,534	6,558	7,717	9,482
林道、都市等	5,497	4,839	5,626	6,217	6,817	8,710	10,414	13,826	17,953
農業基盤整備	24,534	22,864	24,627	26,769	29,161	32,888	38,985	46,927	55,730
小計	87,619	92,432	106,463	134,503	147,835	196,694	237,044	309,352	376,209
災害復旧等	64,318	50,739	44,067	39,862	43,496	62,022	80,129	62,600	73,745
鉱害復旧	953	1,326	1,313	566	510	534	850	880	1,007
調整費	0	0	500	500	550	650	770	1,000	1,200
計	152,890	144,496	152,343	175,431	192,391	259,900	318,793	373,832	452,161
[構成比]									
治山治水	21.7	22.0	22.0	20.1	19.2	18.6	21.3	19.8	18.2
道路整備	12.4	18.4	23.2	31.5	32.4	34.2	31.1	40.1	41.5
港湾、漁港、空港	3.6	4.4	4.9	6.2	6.5	6.8	6.5	6.6	7.1
港湾	2.4	3.0	3.2	4.0	4.3	4.6	4.4	4.5	5.0
その他	1.2	1.4	1.7	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
林道、都市等	3.6	3.4	3.7	3.5	3.5	3.4	3.3	3.7	3.9
農業基盤整備	16.0	15.8	16.2	15.4	15.2	12.7	12.2	12.6	12.3
小計	57.3	64.0	70.0	76.7	76.8	75.7	74.4	82.8	83.2
災害復旧等	42.1	35.1	29.9	22.7	22.6	23.8	25.1	16.7	16.3
鉱害復旧	0.6	0.9	0.8	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
調整費	0.0	0.0	0.3	3.0	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[注] 1960年度予算から食糧増産対策事業費が農業基盤整備事業費と改称された。

[出典] 宮崎仁編『公共事業と財政』上，財務出版，1962年，pp. 20-21。

建設交通部会と住宅問題 住宅問題の解決は鳩山内閣の最重点課題であった。

鳩山内閣は「昭和30年度予算編成大綱」(1955年1月18日)の「重要施策」の筆頭に「住宅対策の拡充」を掲げ、「現下における著しい住宅難をすみやかに解消するため、住宅建設の総合計画を樹立するとともに、この計画に基き、所要の財政措置を重点的に強化する」とした⁸⁴⁾。その後1955年2月に実施された総選挙では、自由党、日本民主党、右派社会党、左派社会党がいずれも住宅対策をスローガンのトップに掲げ、住宅問題が脚光を浴びた⁸⁵⁾。選挙後に成立した第2次鳩山内閣は、3月7日に、1955年度42万戸の住宅建設計画を発表した(建設省「住宅対策要綱」)⁸⁶⁾。

42万戸建設の基本となったのは、この時に建設省が立案した「住宅建設10ヵ年計画」であり、1955年度初めの住宅不足数を約270万戸と推定し、毎年の新規需要25万戸を満たしつつ、10年間で不足の解消を図るというプランであった⁸⁷⁾。

「6ヵ年計画」は、「住宅建設10ヵ年計画」にもとづいて、計画期間中(1955~60年度)に232万戸を建設するものとした⁸⁸⁾。

しかし、この計画の実現のための十分な財政的裏打ちがなされたわけではなく、計画の6割近くは、民間の自力建設(住宅金融公庫からの借入も行わないまったく自力の建設)に依存する予定であった(表35)。計画初年度の

84) 『国の予算』(昭和30年度予算) p. 674。

85) 上野洋『日本の住宅政策』彰国社、1958年、pp. 105-106。

86) 「住宅対策要綱」(1955年3月8日 建設省)『建設時報』1955年4月号、pp. 8-11。

87) 前掲『建設省二十年史』p. 268。

88) 前掲『経済自立5ヵ年計画』p. 35。「10ヵ年計画」は総理府の「住宅統計調査」(1953年9月実施)をもとに1955年4月1日現在の住宅不足戸数を284万戸と推定した。1955年8月1日実施の「住宅事情調査」で、1955年4月1日現在の住宅不足戸数が272万戸と出たのを根拠にして大蔵省は経済審議会において住宅不足戸数の再検討を求めたが容れられなかった(前掲「総合経済計画試案の審議経過」p. 42、長岡実(主計局主査)「住宅建設計画の推進」『予算』1956年3月号、pp. 128-129)。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 35 住宅建設10ヵ年計画 (1955~1964年度)

(単位:千戸)

年 度		1955~64 計	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
前期不足分		2,718	2,718	2,548	2,351	2,130	1,885	1,614	1,321	1,008	684	348
新規需要増 計		2,071	250	236	226	215	202	193	186	187	188	188
		4,789	2,968	2,784	2,577	2,345	2,087	1,807	1,507	1,195	872	536
供給	計	4,789	420	433	447	460	473	486	499	511	524	536
	民間自力	2,792	245	253	262	270	277	284	291	297	304	309
	政府計画	1,997	175	180	185	190	196	202	208	214	220	227
差 引 不 足		0	2,548	2,351	2,130	1,885	1,614	1,321	1,008	684	348	0
実績	計	5,979	402	446	473	503	567	591	638	670	801	888
	民間自力	3,778	250	280	283	309	350	372	407	416	530	581
	公的資金	2,201	152	166	190	194	217	219	231	254	271	307
民間自力 の比率(%)	計画	58.3	58.3	58.4	58.6	58.7	58.6	58.4	58.3	58.1	58.0	57.1
	実績	63.2	62.2	62.8	59.8	61.4	61.7	62.9	63.8	62.1	66.2	65.4

〔出所〕 『建設省二十年史』1968年, 参考図表, p. 26, p. 31より作成。

1955年度予算においては、「1兆円予算」のもとで、一般会計の住宅対策費はわずか4億円しか増額されなかった⁸⁹⁾。その後、石橋内閣は、積極財政政策のもとで、「住宅建設10ヵ年計画」を短縮して、1961年度までに住宅不足を解消する「住宅建設5ヵ年計画」を立てたが、住宅不足の全面的な解消にはつながらなかった⁹⁰⁾。「住宅建設10ヵ年計画」を実績と照らし合わせて見ると、1955~64年度までの10年間の住宅設戸数は計画を25%上回ったものの、それは主として民間自力建設が計画をはるかに上回ったことによるものであった。

このように住宅建設に対する政府の寄与はそれほど大きくはなかったのであるが、1955年に日本住宅公団が設立され(1955年7月8日公布「日本住

89) 財政投融资を含めれば、140億円の増額であった(前掲『昭和財政史——昭和27~48年度』第3巻, p. 231)。

90) 前掲『建設省二十年史』p. 269。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

宅公団法」にもとづき同年7月25日設立)、公団住宅が供給されはじめたことは、通勤圏の拡大による四大都市圏の膨張という高度成長期の現象への対応として注目される。住宅公団は、低所得者を対象とした公営住宅と、個人を持ち家を中心とした住宅金融公庫という、それまでに設けられていた2つの住宅供給制度の隙間を埋める制度として新設されたものであり、地方自治体の行政範囲を超えて住宅を供給できる点で、公営住宅が持つ制約をクリアーできる制度であった⁹¹⁾。

(6) 財政投融资と民間資金の活用

開銀融資の民間肩代わりと全銀協投融资委員会の設置 8月末に大蔵省は、郵便貯金の伸び悩みなどのために1955(昭和30)年度の財政投融资計画の財源が不足するという理由から、財政投融资計画を組替える方針を固め⁹²⁾、電源開発(株)および開銀に対する財政資金の一部は市中金融機関に肩代わりさせる方針を打ち出した⁹³⁾(図13)。大蔵省側は、この組替え作業を、翌1956(昭和31)年度の財政投融资計画の基本方針として民間資金の活用を掲げるための伏線としていたようである⁹⁴⁾。

民間資金を動員するためには、その調整のための組織が必要である。

10月1日、一万田蔵相は金融会代表を招いて懇談した。蔵相は、IMFおよび世銀総会に出席して、「通貨価値の安定をはかることが第一義であり、このため金融正常化につとめる必要性を痛感した」と述べ、民間資金の増大にともなって財政投融资の役割を民間に移して行くべきこと、民間資金を活用するに当たっては、民間の自主的な協力体制を確立し、「民間の自主的な規制で十分やれるという態勢を示すべきである」ことを強調し

91) 本間義人『現代都市住宅政策』三省堂、1983年、pp. 508-509。大本圭野『証言 日本の住宅政策』日本評論社、1991年、第14章「日本住宅公団と団地づくり」(南部哲也)。

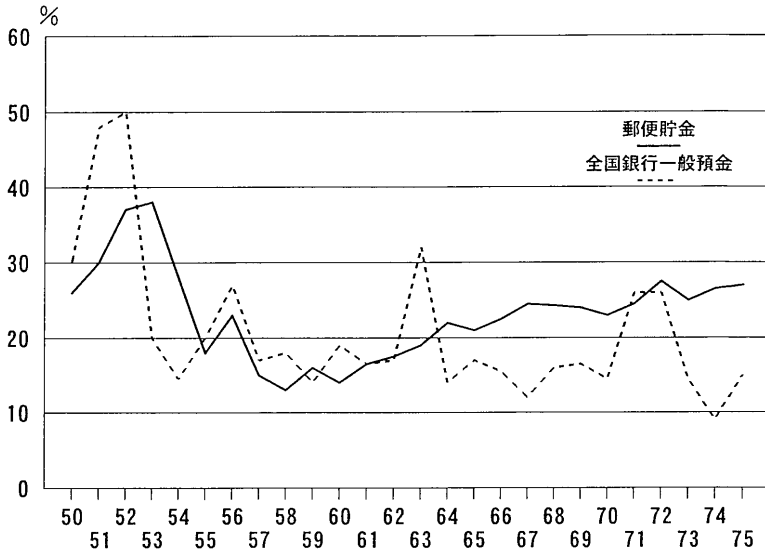
92) 『日本経済新聞』1955年8月29日。

93) 『日本経済新聞』1955年8月30日。

94) 『金融財政事情』1955年9月5日号、p. 7。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

図13 郵便貯金と銀行預金の伸び率



[注] 伸び率は年末残高の対前年比。

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭27~48年度』第19巻(統計), p. 456, p. 466より作成。

た⁹⁵⁾。

「資金委員会法案」は廃案となったものの、自由党などが法案を再提出する可能性は十分あった。大蔵省は、市中銀行の側が先手を打って、自発的に資金運用調整のための委員会を組織し、政党の企図を挫くのが得策だと考え、全銀協に対して委員会の設置を働きかけたのである⁹⁶⁾。

全銀協は9月上旬、検討開始からわずか1カ月で案を作成し、10月10日の理事会で全国銀行協会連合会投融資委員会の設置を決定した(委員長は迫静二全銀協会長)。

従来から、市中銀行は全銀協融資自主規制委員会(1951年7月設置)を

95) 『金融財政事情』1955年10月10日号, pp. 6-7。

96) 『日本経済新聞』1955年10月11日。

通じて不要不急方面への融資の抑制を行っていた。新たに設けられた投融資委員会は、政府の方針に協力し、より積極的に産業資金供給を調整することを目的とした。投融資委員会の審議事項として掲げられたのは、①銀行の重要産業向け投融資方針の決定、②政府の投融資計画に対する銀行としての意見のとりまとめ、③財政投融資と銀行融資との調整、④各種債券等の消化方針の決定、であった⁹⁷⁾。

このようにして、全銀協の主導で、財政投融資の民間への肩代わりのための受け皿が作られた。

開銀融資の市中銀行への肩代わりの調整が、この投融資委員会の初仕事となり、全銀協のイニシアティブが試されることになった。この調整に失敗すれば、政党の唱える政府による産業資金の直接的規制論が説得力を増すことになる。全銀協内部も一枚岩ではなく、都市銀行、長期信用銀行、地方銀行のそれぞれの利害が食い違ったので、調整は必ずしも容易ではなかった⁹⁸⁾。11月14日に全銀協理事会は開銀融資150億円の肩代わりとその融資方法を決定した(電力80億円、その他70億円)⁹⁹⁾。150億円は、全銀協が政府に協力すると決めた金額であり、それが最終的にオーソライズされるためには閣議決定を必要とした。

通産省は、財政投融資計画および開銀資金の運用方針は閣議決定を経た正式のものであり、年度途中での変更は電力産業等に大きな影響を与えるので、大幅な変更には賛成できないと開銀融資の肩代わりに反対していた¹⁰⁰⁾。石橋通産相は電力融資の肩代わりを40億円に削減するように強く

97) 全国銀行協会連合会編『銀行協会三十年史』1965年、p. 336。『金融財政事情』1955年10月17日号、p. 32。

98) 『金融財政事情』1955年11月21日号、pp. 12-13。

99) 『金融財政事情』1955年11月21日号、pp. 3-5。

100) 『金融財政事情』1955年10月31日号、p. 6、11月7日号、pp. 7-8。電力業界は、金利負担増により、80億円の市中肩代わりは3億円の出資増加になるとして反対した(「転機に立つ財政投融資」『エコノミスト』1955年12月3日号、p. 28)。

主張し、結局60億円で蔵相との間に妥協が成立した¹⁰¹⁾。

しかし、11月21日の臨時閣議において、1955(昭和30)年度の開銀融資計画額595億円のうち130億円(約22%)の肩代わりが決定したことにより、大蔵省の意向が通った¹⁰²⁾。

金融緩慢のために市中金利が低下していたので、この措置により影響を蒙るのは特別金利を適用されていた9電力会社だけであったにもかかわらず¹⁰³⁾、この問題は、財政投融资全体をめぐる政策運営とかがわっていたので波及効果は大きかった。

1956年度の民間肩代わり方針 大蔵省は、10月6日の省議で1956年度の財政投融资計画を検討し、つぎのように、大規模な財政投融资の民間肩代わりを実施する方針を決めた¹⁰⁴⁾。

- ①財政投融资の量的補完の役割をできる避け、民間に肩代わりする。
- ②質的補完の役割を果している、中小企業や新規産業に対する融資は従来のままとする。
- ③民間への肩代わりの場合は、開銀・輸銀金利と市中金利との差をどうするかは今後検討するが、政府の利子補給は行わない。

これに対し、産業界は民間肩代わりに否定的であった。経団連では、金融緩和がいつまで続くか不明であるので、確固たる見通しがなければ賛成できないという意見が強かった¹⁰⁵⁾。電力事業連合会(9電力会社で構成)は、翌年度も開銀融資が削減されれば、「電源開発6ヵ年計画」(1955~60年度)

101) 『金融財政事情』1955年11月28日号, p. 6。

102) 『日本経済新聞』1955年11月21日(夕刊)。

103) 当時の貸付基準金利は年10%であったが、電力・海運には6.5%の特別金利が適用されていた(『日本開発銀行十年史』p. 108)。電気事業連合会(9電力会社で構成)は、10月28日、1955年度の開銀資金の削減への反対を関係官庁や民自両党の政調会に伝えた(『日本経済新聞』1955年10月30日)。なお、海運は肩代わりの対象とはならなかったため、影響はなかった。

104) 『金融財政事情』1955年10月10日号, p. 6。

105) 『金融財政事情』1955年11月14日号, pp. 8-9。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

も根底からくつがえると、12月23日に、大蔵省、通産省、自民党などに対して、1956年度の財政投融资削減に反対の陳情を行った¹⁰⁶⁾。

通産省の財政投融资に対する方針 通産省が9月初めに翌1956年度の財政投融资計画を検討した際には、不況のために企業の設備投資意欲が欠けているので、翌年度の財政投融资を増額する必要があるという意見強く、通産省内部から、産業公債を発行すべきであるという議論が高まった¹⁰⁷⁾。

大蔵省が財政懇談会を利用したように、通産省は産業界の首脳を集めた顧問会議を用いて、みずからの意見を対外的にアピールしようとした。9月9日に1年ぶりで開催された顧問会議では、国際競争力をつけるために合理化投資を盛んにすべきである、「6ヵ年計画」の投資規模は小さすぎるなどの意見が出された¹⁰⁸⁾。

しかし、通産省は、大蔵省や財政懇談会が大々的に展開しつつある財政投融资の見直しのキャンペーンとの正面对決を避けて、積極論一般槍の主張を軌道修正した。すなわち、1955年10月初めに通産省は、1956(昭和31)年度の開銀融資について、つぎのような新たな方針を打ち出した¹⁰⁹⁾。

それは、開銀の役割の重点を、量的補完から質的補完に移すという大蔵省の方針を表面上は受け入れつつ、開銀の融資基準を緩め、実質的には、開銀の規模を維持ないし拡大しようとするものであり、その具体的な内容は以下の通りであった。

- ①鉄鋼、硫安工業、合成繊維工業の一部などは、開銀融資を民間融資に切り替える。
- ②電力、海運、石炭産業に対しては、今後も相当量の低利資金を供給する

106) 『朝日新聞』1955年12月24日。

107) 『金融財政事情』1955年9月5日号, p. 9。

108) 『朝日新聞』1955年9月10日。

109) 『金融財政事情』1955年9月26日号, p. 8。『日本経済新聞』1955年10月9日。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

必要がある。電力への貸出金利は、6.5% から5% に下げる。

③産業構造の近代化，合理化のために，リスクの大きい新規投資を行う必要がある石油化学，石炭化学などに対しては，返済に多少の心配はあっても，その企業の将来の地位が重要であれば融資できるようにする。そのために，日本開発銀行法第18条を改正する。

④開銀融資ベースに乗りにくい事業(機械設備事業団，石油資源開発会社など)に対しては，開銀が出資・投資も出来るようにする。

通産省は，1956年度の財政投融资計画の作成に際しても，原局の提出した要求額合計1,600億円を，1,390億円に絞り込んだ。これは，1955年度の要求額の1,633億円と較べると大幅な削減であった¹¹⁰⁾。

(7) 1956年度予算と「経済自立5ヵ年計画」

「昭和31年度予算編成の基本方針」と公債発行論 1955年12月25日に「昭和31年度予算編成の基本方針」が閣議決定された¹¹¹⁾。この基本方針は，一方で「今後も経済健全化の基調を堅持し，インフレを避けつつ，経済の自立発展をはかることが必要である」として，引締め政策の持続を唱えながら，他方で，「経済自立5ヵ年計画の初年度として，とくに生産基盤の強化，輸出の振興，雇用の促進等をはかるもの」とした。

列挙された具体的政策では，公債の不発行，地方財政の健全化，「財政と金融の総合一本化」が重視され，緊縮政策の持続を強調する内容であった。

「財政と金融の総合一本化」の内容は，つぎのように説明されている。

金融の正常化の方向に沿い，財政投融资と民間資金との総合的活用により，経済

110) 『金融財政事情』1955年10月3日号，pp. 8-9，10月17日号，pp. 9-10。

111) 『国の予算』(昭和31年度)，pp. 786-787。以下の，1956年度財政投融资の決定過程については，『昭和財政史——昭和27~48年度』第8巻(財政投融资)，2000年，pp. 120-126も参照されたい。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

自立に必要な資金を重点的に確保する。

これがため

- (1)財政投融资の原資をおおむね2,450億円と予定し、質的補完の役割に重点を置き、市中金融に依存し難い部門に集中的に投下する。
- (2)財政投融资の原資の減少と金融正常化の情勢にかんがみ、重点産業、公社、特定道路整備、住宅建設、北海道開発等の資金については、できる限り民間資金の活用につま。

これに先立つ12月16日に、通産省は予算編成大綱を発表し¹¹²⁾、つぎのような基本方針を呈示した¹¹³⁾。

今日わが国財政経済に課された最大の任務は、一面においてインフレーションの発生を防止しつつ、しかも雇用を急速に増大し、失業の絶滅を期することにある。昭和三十一年度の予算は右の任務の遂行を強力に推進することを目途とし、次ぎの方針に従ってこれを編成された。

- (1)経済6ヵ年計画の線にそい、労働人口の増加に応じて、政府および民間の事業費を拡大するごとく処置すること。
- (2)予算を一般歳出と投資的歳出とに区分して考案し、前者は極力これを節減するとともに、後者に関しては、資材等の供給に無理を生ぜざる限りの増額を行うこと、これがためには予算上の財源の補足として一定限度の国債の発行をも認めること。

[(3)~(6)省略]

通産省は、1956年度財政投融资の財源として国債（産業投資特別会計）約300億円を発行したいと考えていた¹¹⁴⁾。

また、12月14日の自由民主党政調会総会においては、積極政策を打ち

112) 『朝日新聞』1955年12月17日。

113) 『通商産業省年報』（昭和31年度），pp. 20-21。

114) 『日本経済新聞』1955年12月17日。

出すべきであるとする意見が強く、「道路公団を新設し建設公債を発行すべきである」、「経済5ヵ年計画では原子力産業の育成に対し、農業関係の増産の裏打ちが少ない。この不均衡を是正すべきである」、公共事業費は「着工したものは1年ごとに予算査定せず、長期の継続事業としてワクを確保すべきである」といった議論も出た¹¹⁵⁾。

大蔵省は、11月29日には一般会計の歳出規模を1兆296億円に抑えた大蔵原案を決定し、総額2,473億円(前年度と較べて292億円の減)の財政投融资計画の原案と併せて、12月30日の臨時閣議に提出された¹¹⁶⁾。

このように、政党や通産省の側から公債発行をも射程に入れた積極的経済政策構想が強く主張されたにもかかわらず、それらはあまり影響力を持たなかった。その理由としては、つぎの2点が指摘できる。

第1に、財政懇談会などを用いた大蔵省のキャンペーンが成功し、自民党などが積極論を唱えにくくなった点である。

第2に、1955年に「数量景気」が浸透してくるにつれて、経済界が、均衡財政論に固まったことである。経済界(とくに金融分野以外の産業界)のなかには、当面の不況の克服策として1955年6~7月頃には積極政策を唱える者もいた。しかし、9月以降、均衡財政論一色となっていった。

その理由は、長期的に国際競争力を強化するためには均衡財政を堅持し、インフレを起さないことが肝要であるという認識、また、政党のばら撒き政策への警戒感から、1955年9月以降、経済界では均衡財政論一辺倒になったものと思われる¹¹⁷⁾。

1955年8月に経済同友会財政金融部会が各委員に対して行ったアンケート調査では、拡大財政を可とするもの6、緊縮財政を可とするもの20であり¹¹⁸⁾、緊縮財政論が大勢であった。中山素平経済同友会財政金融政

115) 『日本経済新聞』1955年12月15日。

116) 『日本経済新聞』1955年12月31日。

117) 『金融財政事情』1956年1月1日号, pp. 22-23。

118) 『経済同友』第92号(1955年10月1日), p. 2, 第95号(1956年1月1日),

策部会長は、同友会の見解として、「世界的な不況という事態でもない限り、当分公債発行はなすべきではなく歳入の範囲内で重点的な予算を編成し、併せて民間資金を真に活用する方途を講ぜられることを望む」と述べた¹¹⁹⁾。

自由民主党の反発 12月30日の閣議に一万田蔵相が提出した1956(昭和31)年度予算大蔵省原案に対して、河野一郎農相、馬場元治建設相から、公共事業費の削減、砂糖輸入益金の財源への計上について異論が出、閣議が紛糾した。蔵相は、民間資金1,600億円の活用を見込んでいるから、公共事業の実施に支障はないとしたが、閣僚の中には、民間資金活用の具体的計画が欠けている、民間資金を用いた場合の利子補給の裏付けがはっきりしない、など、なお納得できないという意見が強く、大蔵省原案の再提出を求める事態になった¹²⁰⁾。

このように予算原案をめぐる不満が噴出したのは、それまで大蔵省が自民党の要求を抑えて、緊縮予算案を編成してきたためであった¹²¹⁾。「経済自立5ヵ年計画」は、内容はそれほど積極的なものではなかったにもかかわらず、自民党が大蔵省に対し、予算原案の修正を迫り、復活折衝を有利に行うための根拠としての意味を持った。

1956年度大蔵省予算原案が、「経済自立5ヵ年計画」を十分に織り込んでいないという批判に答えるため¹²²⁾、大蔵省は、1956年1月6日、自民党政調会に、「経済自立五ヵ年計画と三十一年度概算の関連について」¹²³⁾

p. 3。

119) 中山素平(経済同友会財政金融政策部会長)「来年度予算編成に望む」『経済同友』第92号(1955年10月1日), pp. 1-2。

120) 『日本経済新聞』1955年12月31日。

121) とくに、農林省の補助金事業費を大幅に削られた河野農相と、一万田蔵相との葛藤があった(「座談会 新内閣の経済政策」『エコノミスト』1955年12月3日号, p. 13)。

122) 『日本経済新聞』1956年1月7日。

123) 全文は、『金融財政事情』1956年1月16日号, pp. 44-45に掲載されている。

を提出した。そのなかで、公共事業、食糧増産、住宅関係、雇用、外航船舶、電話拡充の5点について、大蔵原案が「経済自立5ヵ年計画」と矛盾しないと説明した。

しかし、1956年度予算大蔵省原案をめぐっては、1月中、激しい復活折衝が行われ、自民党の要求した公共事業費などの155億円の復活要求が認められた¹²⁴⁾。国会に提出された一般会計の予算規模は、1兆349億円であった。

1956(昭和31年度)予算案において、財政投融资の規模は2,592億円、「民間資金の活用」見込み額は、1956年度に1,397億円にのぼった(表36)。

予算局設置構想 保守合同後の1955年11月22日に成立した第3次鳩山内閣は、行政改革の実施を公約として掲げ、12月26日に第3次行政制度審議会を発足させた¹²⁵⁾。行政管理庁長官は、農相河野一郎の兼務であった。

党人派である河野は、就任早々、大蔵省主計局を総理府に移管するという構想を打ち上げた。政党政治のもとにあっては、政党が予算編成の主導権を握るべきであるという主張がその基本にあったことは言うまでもない。予算は、長期経済計画と整合するように、総合的な観点から組まれるべきあるとされ、経済企画庁に予算局を置くことが考えられた¹²⁶⁾。

予算局設置論は、なんら具体的な制度改革に結びつかないまま終るが¹²⁷⁾、こうした河野の構想は、「三十一年度予算案の編成および党内、閣内の政

124) 前掲『昭和財政史——昭和27~48年度』第3巻, pp. 266-274。

125) 大山耕輔「行政機構における占領改革・再改革の成果と政策過程」日本政治学会編『戦後国家の形成と経済発展——占領以後——』(『年報 政治学 1991年』), 岩波書店, 1992年, p. 107, pp. 112-113。真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社, 1994年, pp. 179-180。

126) 「座談会 保守革新の財經政策」『エコノミスト』1956年1月7日号, p. 35。

127) その後、有力閣僚数名からなる予算閣僚委員会構想に後退したが、この予算閣僚委員会も実現しなかった(真淵, 前掲書, p. 180)。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

表 36 1956 年度財政投融资計画の民間資金活用見込み額

(単位：億円)

A 民間資金活用見込み額

	1955 年度	1956 年度	差引増△減
一 般 会 計	10,133	10,349	216
一般会計以外の財政投融资	2,659	2,572	△ 87
民 間 資 金	623	1,397	774
計	13,415	14,318	903
国民所得に対する割合(%)	20.1	20.5	

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和 27～48 年度』第 3 卷，東洋経済新報社，1994 年，p. 285 (原資料は『国の予算』昭和 31 年度，p. 23)。

B 民間資金活用見込み内訳

	1955 年度	1956 年度
民間資金活用見込み	623	1,397
開 銀 関 係 (電力，海運，その他)	—	290
電 源 会 社	—	70
北 海 道 開 発	—	40
石 油 資 源	—	10
輸 出 入 銀 行	—	40
住 宅 公 団	52	100
道 路 公 団	—	50
帝 都 高 速 度	—	16
金 融 債 (商 中 を 含 む)	141	160
国 有 鉄 道	125	240
電 電 公 社	75	85
地 方 債	230	290

- [注] 1. 本表は 1956 年度財政投融资計画等に関連して民間資金の活用につま金額の一応の見込みである。
 2. 本表のほか東北興業会社についての 9 億円，国際航空について約 32 億円の民間資金活用を見込んでいる。
 3. 1955 年度においては，本表のほか年度途中において開銀関係 130 億円の民間資金活用を図っている。

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和 27～48 年度』第 10 卷，1991 年，p. 139 (原資料は『第 6 回 銀行局金融年報』昭和 32 年版，p. 30)。

治的取引に有利な立場を確保しようとする政治的意図にもとづくもの¹²⁸⁾と見られた。

金融機関資金審議会の設置 1955年10月に全銀協に投融資委員会が設置され、「資金委員会」設置の問題は決着がつくかに見えたが、翌年度に大規模な「民間資金の活用」を見込む方針が決まると、民間資金を規制するために「資金委員会」を設置すべきであるという意見がふたたび浮上して来た。

「資金委員会」の設置を強く求めたのは、自民党政調会であった。「昭和三十一年度予算で民間資金の活用を大きく打ち出しており、また経済五ヵ年計画にそった投融資政策を進めるためになんらかの形でこれらの資金を国の必要とする部門に重点的に振り向けるための法的な裏付けが必要である」というのが、その理由であった¹²⁹⁾。全銀協投融資委員会による開銀融資の肩代わりが順調に進んでいない、金融緩慢にもかかわらず中小企業に資金が流れていないなどの具体的な問題も、その背景にあった。

自民党とは別に通産省は、1月20日、「投資協議会」の設置を提案した¹³⁰⁾。これは、財政投融資計画に盛り込まれた民間資金の活用を円滑に進めるため、経済企画庁の諮問機関として官庁（経済企画庁、大蔵省、通産省など）、産業界、金融業界、学識経験者により構成される投資協議会を設置しようというものであった。法的規制を伴わない点で、自民党案よりも緩かった。

経済界は、政党の要求が強まり、財政の均衡が崩れることには強い警戒感を示しながらも、経済・産業政策に計画性を持たせるという点では、自

128) 佃正弘（日本経済新聞経済部長）「予算局内閣設置論について」『予算』7巻12号（1956年2月）、p. 25。

129) 『日本経済新聞』1956年1月13日。水田三喜男など旧自由党系の公債発行論を抑えるために、政調会が、公債発行を認めない代りに、資金委員会設置を支持したと言われた（『金融財政事情』1956年1月30日号、p. 12）。

130) 『日本経済新聞』1956年1月21日。『金融財政事情』1956年1月23日号、p. 7、1月30日号、p. 9。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

民党などの主張と一致していた。

金融財政事情研究会が第3次鳩山内閣の発足後に行った、産業企業へのアンケートでの質問、「保守新党の出現に対して特に経済政策面で何を希望されますか」に対する回答においては、「財政的裏付けのある長期経済計画の策定」(東京電力)、「経済政策は連続性、持続性を持つ必要がある」(日立造船)、「何よりも経済計画の樹立とそれに基づく経済政策の強力な実施」(住友電工)、「長期的な経済政策を策定し、政府が一体となってこれが実現に当ること」(東洋レーヨン)など、実行性のある長期経済計画の策定を求める声が非常に強かった¹³¹⁾。

金融界は「資金委員会」に反対したが^{s132)}、1月末に、大蔵省は、法律にもとづかない大蔵大臣の諮問機関として「資金委員会」の設置もやむなしとの結論に達し¹³³⁾、2月3日の自民党政調小委員会決定で最終的に決着を見た¹³⁴⁾。

2月21日、金融機関資金審議会^sの設置が閣議決定された。この審議会は、「金融機関の資金運用に関し、経済5ヵ年計画その他国の施策に順応し、民間資金活用等につき適切な実施を図る目的をもって、資金運用の基本方針について審議する」ことを目的とした。民間資金への肩代わりの調整は全銀協投融资委員会が引き続き行うので、この審議会の役割は、基本方針の審議に限られた¹³⁵⁾。

1950年代における資金調整のための機関の変遷は複雑なので、これを図示しておきたい(図14)。

131) 金融財政事情研究会「産業界が望む前進への途(下)」『金融財政事情』1956年1月23日号, pp. 41-42。

132) 1月29日に金融団体協議会が、「資金委員会」設置構想に反対を決議した(『金融財政事情』1956年1月30日号, p. 8)。

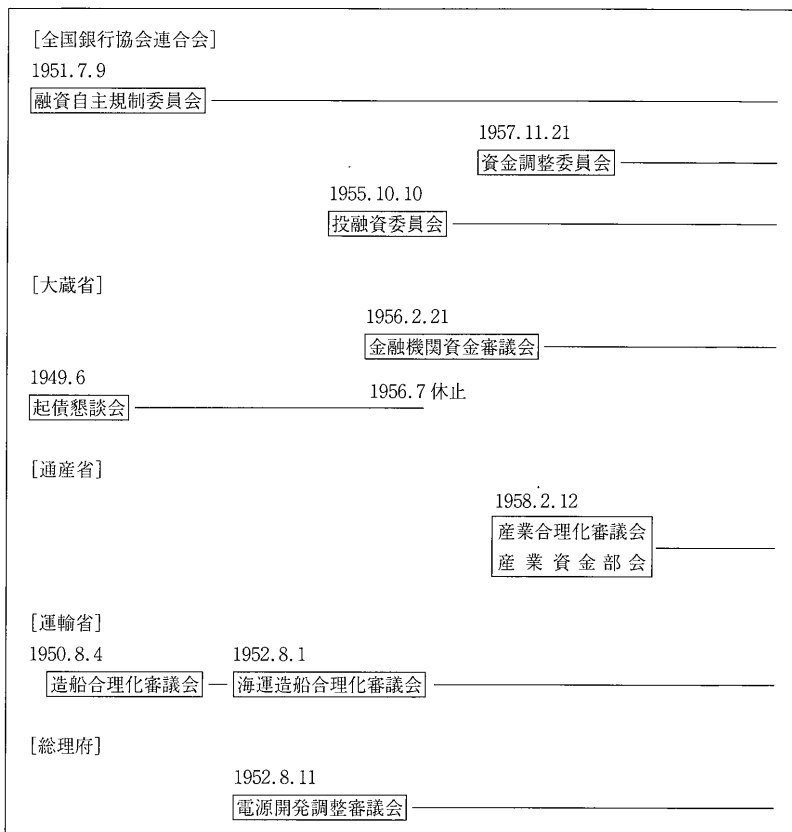
133) 『朝日新聞』1956年1月28日, 1月31日(夕刊)。

134) 「いわゆる資金委員会問題について」(昭和31年2月3日 自民党政調小委員会決定)(『第5回 銀行局金融年報』(昭和31年度版), p. 52)。

135) 『第5回 銀行局金融年報』pp. 52-53。

「経済自立5ヵ年計画」の成立 (4)

図 14 資金調整のための政府・民間の主な機関



(8) 小括

1955年の「金融正常化」(＝金融緩和)を契機に、民間企業の設備資金調達における政府資金の比重は急速に低下し、他面では、民間金融機関の資力が充実し、企業グループが形成され始めた。

この年には、「1兆円予算」の緊縮政策から拡大均衡への脱皮が論じられ、緊縮論と積極論とがせめぎあった。完全雇用を目指し、産業の高度化を掲げる「経済自立5ヵ年計画」は、計画の中味の消極性にもかかわらず、

積極論の拠り所となった。

しかし、全体的な雰囲気では、均衡予算を放棄して積極財政政策に転じることにはためらいがあった。とくに、経済界は対外均衡を重視し、積極政策への転換に消極的であった。不況克服のために積極政策を求める声もあったものの、急速に金融緩和が進み、景気が回復する（「数量景気」と、財政の出動を求める意見は弱まった。

1955年の財政政策の争点は財政投融资、とりわけ、「民間資金の活用」問題であった。そもそも財政投融资は、郵便貯金等の資金運用部資金、簡易保険資金、政保債等の発行による資金などが主たる原資である。すなわち、郵便貯金や簡易保険の形で直接的に大衆貯蓄が集められるか、あるいは、政保債の民間金融機関引受けという迂回路を経由して大衆貯蓄が動員されるかでは、形は異なるものの、大衆の自発的貯蓄が主たる原資であることに変わりはない。

1950年代初めには、政府資金供給は民間の設備投資資金の5割という大きな比重を占めた。開銀等の政府金融機関が、郵貯等が集めた大衆貯蓄を元手に、市中銀行と並んで、民間企業に設備投資資金を供給した。これは、財政投融资を通じた設備投資のコントロールが可能であったことを意味し、1953年～54年の引締め政策の成功はそれを裏付けるものである。

1954～55年には財政投融资の原資は伸び悩んだ。「金融正常化」を期に、民間の産業金融の分野を民間金融機関に委ねる方針に転じた大蔵省は、財投原資の不足を切っ掛けにして、財政投融资による民間への資金供給の縮小、「民間資金の活用」を図ろうとした。これに対して自由党や通産省は、財政投融资の役割を重視し、公債発行により民間金融機関の資金を吸収し、財政投融资の原資を補おうと考えた。この方針は、大蔵省や金融界の主張とは対照的に、開銀等の政府金融機関の拡大を意味する。この2つの意見のうちで、開銀の縮小論が優位を占めた背景には、1950年代前半に、大蔵省の主導により、長期金融資金の制度が整備されてきたという事実があ

った。

しかし、他方では、それまでの経済運営が計画性に欠けていたとし、産業発展のために長期経済計画が不可欠だという世論のコンセンサスが存在した。「経済自立5ヵ年計画」はそうした世論を体現したものであった。

計画性という観点からは、これまで財政投融资が行ってきた部分を民間金融機関へ委譲するに際しては、民間金融機関の融資を政府が規制すべきだということになる。民間金融機関の側は、政府の介入を望まず、自主的に規制を実施する方式を考案し、大蔵省もこれを支持した。自由民主党(1955年10月に保守合同により成立)や通産省は、政府の機関(委員会ないし審議会)を通じる何等かの政府によるコントロールが必要であるとした。

最終的には、金融機関資金審議会という形で、民間金融機関の自主調整を基本とし、同時に、政府が発言権を確保しつつ、財政投融资と民間資金との調整を行う方式が採用された¹³⁶⁾。

しかし、民間金融機関主導の産業資金調整システムが、その後、順調に運営されて行ったわけではない。マクロ的な経済運営のレベルでは、景気過熱の際の設備投資の調整を民間金融機関の側が自主的に行うことは不可能であり、大蔵省や日銀の介入が必要となった(典型的には1961年の金融引締め)。

また、経済発展のために設備投資の効率化を図るという産業政策のレベルでは、通産省や産業界は、民間金融機関が主導する方式では、重要産業への資金が十分に確保されない、重複投資が生じるなどの問題が生じると批判し、通産省や産業界の意見が反映されることを求めた。産業の側の金融への発言権の強化という問題は、有名な「特定産業振興臨時措置法案」(1962~63年)や木川田一隆経済同友会代表理事が提唱した「構造金融論」(1966年)にまで尾を引くことになる。

136) 具体的な調整の過程は、『昭和財政史——昭和27~48年度』第9巻(金融(1))(堀内昭義執筆), p. 134を参照。